

21世紀いきいきハイスクール推進計画

(中期を中心とした計画)

平成16年3月

埼玉県教育委員会

目 次

はじめに	1
第1章 中期を中心とした計画の考え方	3
1 計画策定後の状況の変化	3
2 中期を中心とした計画の基本的な考え方	5
3 計画の概念図	10
4 計画の体系図	11
5 前期の実施結果	13
第2章 明日をになう彩の国の人づくり	16
－教育活動の充実－	
1 学習指導の充実	16
2 心と体の教育の充実	24
3 ノーマライゼーションの理念に基づく教育の推進	30
4 一人一人を大切にすゝ積極的な生徒指導の充実	32
5 進路指導の充実	36
6 部活動などの充実	41
第3章 彩りゆたかな高校づくり	45
－県立高校の再編整備－	
1 県内中学校卒業生数の動向と適正な学校規模	45
2 今後の改革の方向	46
3 特色ある学校の設置	55
4 再編整備の方針	58
第4章 信頼にこたえる開かれた学校づくり	60
－教育諸条件の整備－	
1 学校の管理・運営	60
2 教職員の採用・配置等の改善	65
3 教職員研修の充実	70
4 学校施設・設備の整備	76
5 生涯学習社会への対応	79

参考図表

はじめに

1 計画改定の趣旨

21世紀を迎え、我が国の社会は、高度情報化や少子・高齢化、経済のグローバル化の進展などにより大きく変化しており、このような変化を踏まえた新しい教育の在り方が問われている。

県教育委員会は、高校教育における、多様化する教育ニーズ、学校不適應や中途退学の問題、生徒数の減少に伴う影響など、様々な課題を解決し、新しい時代に対応できる人間の育成を図るため、平成13年3月「21世紀いきいきハイスクール推進計画」を策定した。この計画に基づき、県立高校一校一校の活性化・特色化を図り、21世紀をたくましく、しなやかに生きる生徒を育てるため、様々な施策を実施してきた。

この計画の期間は、平成11年度から平成25年度までとし、平成15年度までを前期、平成20年度までを中期、それ以降を後期としている。計画は、具体的な施策等について前期を中心に記し、中・後期については、大まかな方向のみを示していることから、計画策定後の教育環境等の変化に対応した、新たな施策等を推進するため、「21世紀いきいきハイスクール推進計画」を中期を中心とした計画に改定することとした。

2 計画改定までの経緯

県教育委員会は、平成9年度、県立高校の現状や課題等について、一般県民及び中学生・高校生とその保護者を対象に、「県立高校に関する意識調査」を実施した。また、これを基に、民間の調査研究機関に県立高校の将来の在り方についての研究を委託し、民間の視点からの調査報告を受けた。

平成10年度は、県内外の各界で活躍されている有識者など25名の委員で構成された「県立高校将来構想懇話会」を設置し、幅広い視野から県立高校の将来構想の検討を依頼した。懇話会は、平成10年12月に中間報告を公表し、県民からの意見を聴取した。それらを踏まえ、最終報告をまとめ、平成11年3月に、県教育委員会に報告した。

平成11年度には、県教育委員会は、このような経緯を踏まえ、21世紀の県立高校のあるべき姿とともに今後の施策の基本的な方向について示した「21世紀いきいきハイスクール構想」を策定した。

平成12年度は、この構想を受け、具体的な施策等について前期を中心に記し、中・後期については、大まかな方向のみを示した「21世紀いきいきハイスクール推進計画」を策定した。

平成13年度には、「推進計画」に基づき様々な施策を実施するとともに、平成15年度までに再編整備に着手する計画として、「21世紀いきいきハイスクール前期再編整備計画」を策定し、統合により新たに設置される高校ごとに新校準備委員会を設置した。

平成14年度は、「推進計画」に基づき、様々な施策を実施するとともに、新校準備委員会は、新校の基本的枠組みや教育課程などについて、報告書をまとめ、平成15年3月に、県教育委員会に報告した。

平成15年度には、「推進計画」に基づき、様々な施策を実施するとともに、新校の開設準備委員長を中心に、新校準備委員会の報告書を踏まえ、新校で展開される具体的な教育内容や必要な施設・設備などについて検討した。

3 計画の性格、期間

この計画は、新しい時代に対応できる人間の育成を図るため、県立高校一校一校の活性化・特色化を図り、各学校をいきいきとさせていくことをめざし、「明日をになう彩の国の人づくり」、「彩りゆたかな高校づくり」、「信頼にこたえる開かれた学校づくり」の三つの基本理念のもと、具体的施策等を推進するための総合的な計画である。

計画の期間は、平成11年度から平成25年度までとし、平成15年度までを前期、平成20年度までを中期、それ以降を後期としている。

計画は社会情勢の変化や国の動向等を見守りながら、原則として5年ごとに見直し、後期の計画については、平成20年度の公表を目途とする。

計画の区分	計画の期間	計画の策定時期
前期	平成11年度から平成15年度まで	平成13年3月
中期	平成16年度から平成20年度まで	平成16年3月
後期	平成21年度から平成25年度まで	平成21年3月（予定）

第1章 中期を中心とした計画の考え方

1 計画策定後の状況の変化

「21世紀いきいきハイスクール推進計画」は、多様化する教育ニーズや生徒数の減少に伴う影響などに対応するため策定されたが、計画策定後、次のような状況の変化が生じてきている。

(1) 社会状況の変化

我が国では、国際化、高度情報化、少子・高齢化などが急速に進展する一方、戦後一貫して成長・発展を続けてきた経済活動が長期にわたって停滞し、雇用問題が深刻化するなど、社会の多くの分野において制度疲労が起きており、これに対応するため、様々な改革が進められている。

また、近年は、特に情報通信技術（IT）の発展と普及には目覚ましいものがあり、インターネットや携帯電話などの急激な普及により、学校での学習などでの活用や、個人の情報やりとりを行える環境の整備などが急速に進んでいる。

さらに、地方分権という大きな流れの中で、国と地方の役割分担の見直しが行われており、国・県・市町村を通じた効率的な行政体制の構築が求められている。本県においては、本年4月にさいたま市が全国13番目の政令指定都市となったが、県内市町村の自主的合併を推進するため、市町村合併支援事業を実施し、合併に対する県民の意識を深め、全県的な議論を盛り上げる施策を展開している。平成16年3月1日現在、合併協議会が20（法定：17、任意：3）設置されている。

今後、こうした社会状況の変化を踏まえ、「推進計画」を進めていく必要がある。

(2) 教育環境の変化

ア 新しい学習指導要領の適用

平成11年3月、高等学校学習指導要領が改正、告示され、平成15年度から年次進行により、段階的に適用されることになった。新しい学習指導要領は、完全学校週5日制の下で、各学校がゆとりの中で特色ある教育活動を展開し、豊かな人間性や基礎・基本を身に付けさせ、個性を生かし、自ら学び自ら考える力など「生きる力」を培うことを基本的なねらいとしている。

各学校は、適切な教育課程を編成し、特色ある教育、特色ある学校づくりを進めるとともに、「確かな学力」の向上に向けて創意工夫を生かした取組を進める必要がある。

イ 21世紀教育新生プランの策定

国においては、平成12年3月に「教育改革国民会議」が設置され、同年12月に教育改革に関する「最終報告」が出された。この報告を踏まえ、平成13年1月に、「21世紀教育新生プラン」が取りまとめられ、「学校が良くなる、教育が変わる」ための具体的な主要施策や課題及びこれらを実行するための具体的なタイムスケジュールが明らかにされた。

また、「21世紀教育新生プラン」をわかりやすく説明した、レインボープラン〈7つの重点戦略〉では、「わかる授業で基礎学力の向上を図ります」、「楽しく安心できる学習環境を整備します」、「父母や地域に信頼される学校づくりを行います」、「教える「プロ」としての教師を育成します」などを掲げている。「21世紀教育新生プラン」を受け、平成13年度及び14年度には、教育改革に関連する法律改正が行われた。

今後、こうした国の動きを踏まえ、新しい時代に対応した魅力ある学校づくりを進めていく必要がある。

ウ 彩の国教育改革アクションプランの策定

地方分権や規制改革の流れを受け、教育の分野においても地域独自の様々な施策が展開され始めている。このような中で、本県では、平成13年1月に「彩の国教育改革会議」を設置し、学校の在り方、家庭の役割、地域の役割の3つの視点から、今後における本県教育の方向性について議論をいただき、同年11月、「21世紀をたくましく生きる彩の国の子どもたちを育てるために」と題する提言をいただいた。県としてこの提言の趣旨を踏まえた施策を全庁的に実施するため、平成14年2月、この提言を施策化した「彩の国教育改革アクションプラン」を策定し、学校教育の充実、家庭や地域社会の教育力の向上を目指して、教育改革に取り組んでいる。

今後も引き続き、「彩の国教育改革アクションプラン」に基づき施策を実施するとともに、「彩の国教育改革会議」の提言の趣旨を生かして、高校改革を進めていく必要がある。

エ 通学区域の廃止

県教育委員会では、生徒、保護者の視点に立って、自らの意思と責任において、自由な学校選択を保障するため、平成16年度の埼玉県公立高等学校入学者選抜から、全日制の課程普通科の通学区域を廃止することとした。これにより、生徒の学校選択幅が拡大されることから、各学校がどのような教育活動を展開していくべきか、中・長期的な視点から分析し、めざすべき学校像や育てたい生徒像を明確にし、特色化をより一層推進することが必要となる。

また、各学校は特色化を進める中で、県民に対し、学校選択に必要な情報提供を十分に行う必要がある。

2 中期を中心とした計画の基本的な考え方

(1) 21世紀を生きる生徒像（計画のめざす生徒像）

- 21世紀を生きる生徒には、変化の激しい社会の中で、自らの個性を輝かせるとともに、他を理解し尊重できる、個として自立した人間となることが望まれる。

そのため

- 県立高校においては、確かな学力の定着の下に、自らの夢の実現に向けてチャレンジする精神、社会性や国際性、また豊かな人間性など、国家及び社会の有為な形成者としての資質や能力を身に付けた、21世紀をたくましく、しなやかに生きる生徒を育成する。

(2) 高校教育に期待されること

21世紀をたくましく、しなやかに生きる生徒を育てるためには、高校教育においては、社会の変化や生徒の多様化など、次に掲げる課題への対応が求められている。

ア 社会の変化への対応

国際化、情報化、少子・高齢化、科学技術の高度化、地球環境問題の深刻化など、社会の変化がさらに進むことが予測される。



確かな学力を身に付けさせ、社会の変化に柔軟に対応できる力を養うとともに、社会人としての基礎・基本や、望ましい職業観・勤労観を養い、自らの目標実現のため主体的に行動し、これからの社会を生き抜く力を育成する教育を推進する必要がある。

イ 生徒の多様化への対応


増加する進学希望者に対応し、量的拡大を重点とした高校づくりを進めたことにより、高校進学率は約98%になり、多様な能力・適性、興味・関心を有する生徒の入学により、生徒の多様化が一層進んだ。



生徒一人一人の資質や能力を伸ばすとともに、多様な生徒のニーズに対応するため、総合学科、単位制高校などの設置や、少人数学級編制、授業時間の弾力化など柔軟なシステムづくり等を通して、今後さらに各学校の特色化を推進する必要がある。

ウ 心と体の教育への対応


活力があり、ゆとりとうるおいのある社会を築くためには、豊かな人間性の育成や健康の増進、体力の向上が重要である。



学校が、家庭、地域社会との連携を深めて、体験活動や奉仕活動などを通じた心の教育、健康に関する教育及び体力を培う教育を一層充実させる必要がある。

エ 生涯学習社会への対応

21世紀の社会を主体的に生きるためには、生涯にわたって学び続けることが重要である。



高校教育においても、生涯学習社会の中に生きる姿勢・態度を養うとともに、地域社会に対して高校がもつ施設や教育力を提供する必要がある。

オ 教職員の資質向上への対応

生徒の多様化や社会の変化に伴い、教職員には、教科・科目の指導力に加え、進路指導、生徒指導、教育相談、保護者・地域社会との連携など、より一層幅広い分野に対応する資質・能力が求められている。



より適格性を有する教職員を確保するため、人物重視の教員採用を一層推進する。また、豊かな人間性、幅広い視野、教育に対する情熱や使命感をもち、積極的に創意工夫する教職員となるよう、研修や人事評価システムなどを通して、教職員の意識改革を図る必要がある。

カ 開かれた学校づくりへの対応

学校運営や教育活動を改善・充実させるため、保護者や地域住民等からの意見を学校の教育活動に生かすなど、開かれた学校づくりが求められている。



保護者や地域住民の信頼と期待にこたえるため、学校の情報を積極的に公開するとともに、学校評価システムの導入や、地域の人材活用を図るなど、家庭、地域との交流・連携をさらに推進する必要がある。

(3) 計画の基本的な方向 ～三つの基本理念～

県教育委員会は、高校教育に期待されることを踏まえ、県立高校一校一校の活性化・特色化をめざし、次の三つの基本理念に沿って、具体的な施策等を展開していく。

ア 明日をになう彩の国の人づくり -教育活動の充実-

生徒に確かな学力を身に付けさせ、多様な進路希望の実現、不登校や中途退学の問題などに対応するため、教育活動の充実を図る。

そのため、個性を伸ばす学習指導や、社会の変化に対応した教育等により、学習指導を充実させるとともに、豊かな人間性の育成や、健康・体力づくりを図る教育、さらに、ノーマライゼーションの理念に基づく教育を推進する。

また、生徒の主体的な進路選択能力を育成する志を育てる教育や、就業体験等を通して望ましい職業観・勤労観を育成するとともに、生徒の個性や能力を生かす部活動を推進する。

イ 彩りゆたかな高校づくり -県立高校の再編整備-

県内中学校卒業生数は、ボトム期の平成18年3月には、約63,000人になると推計される。これは、ピーク時の平成元年3月の115,584人の約55%である。こうした生徒数の減少に対応するとともに、新しい時代に対応した魅力ある県立高校づくりの観点から、各学校の活性化・特色化をめざし、再編整備を進める。

今後の改革の方向としては、適正な学校規模を確保することにより、各学校の活性化を図るとともに、単位制のシステムの全県的拡大、生徒の実態に応じた柔軟なシステムの導入、さらに、特色ある学校を設置するなど、各学校の特色化を図る。

ウ 信頼にこたえる開かれた学校づくり -教育諸条件の整備-

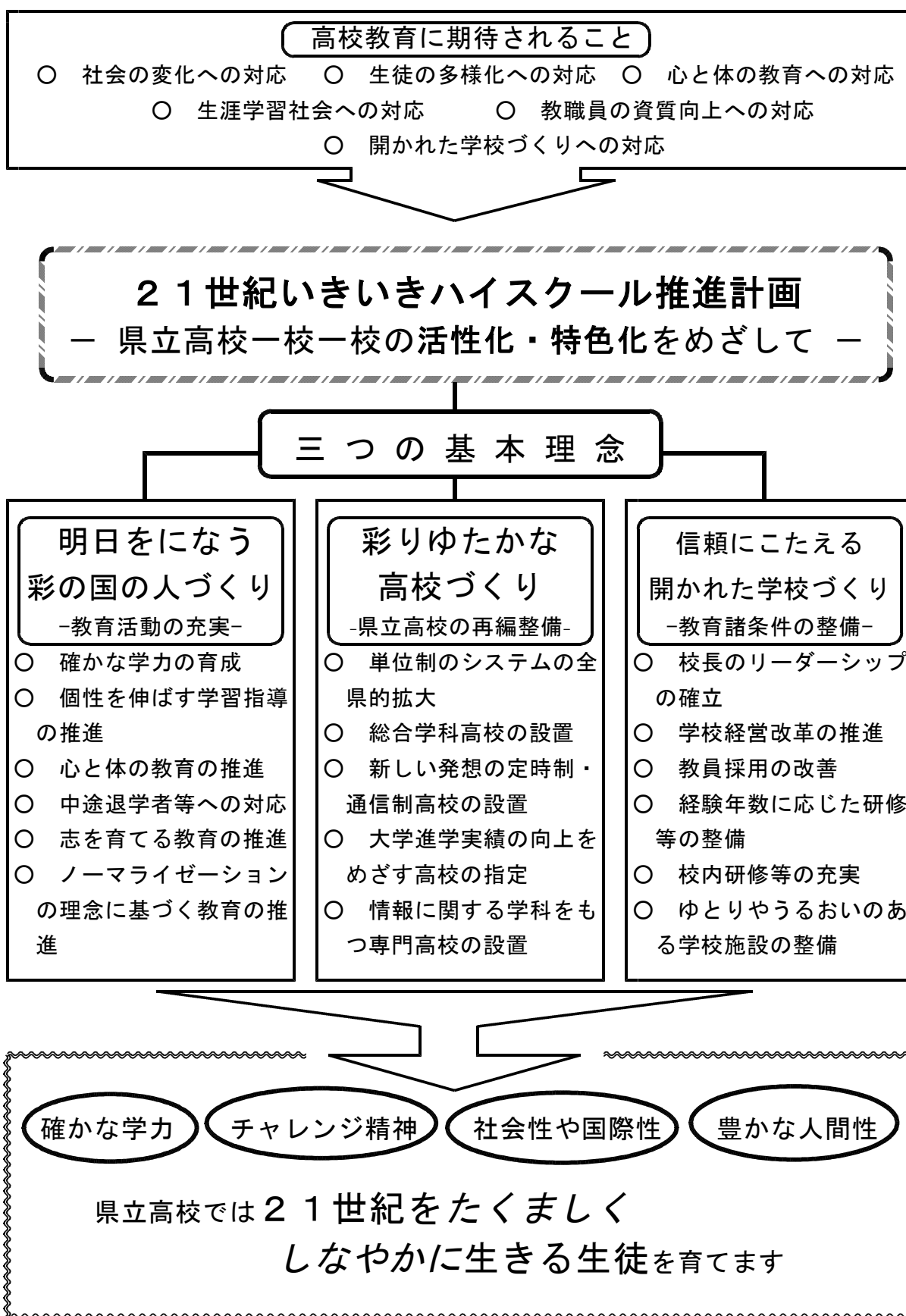
県立高校の教育環境の改善を図るとともに、開かれた学校づくりを進めるため、教育諸条件の整備を図る。

そのため、校長のリーダーシップの確立などにより、学校の管理・運営の円滑化等を図るとともに、学校の情報の積極的な公開、学校評議員制度や学校評価システムの導入、地域の人材活用の促進などにより、地域に開かれた学校づくりを推進する。

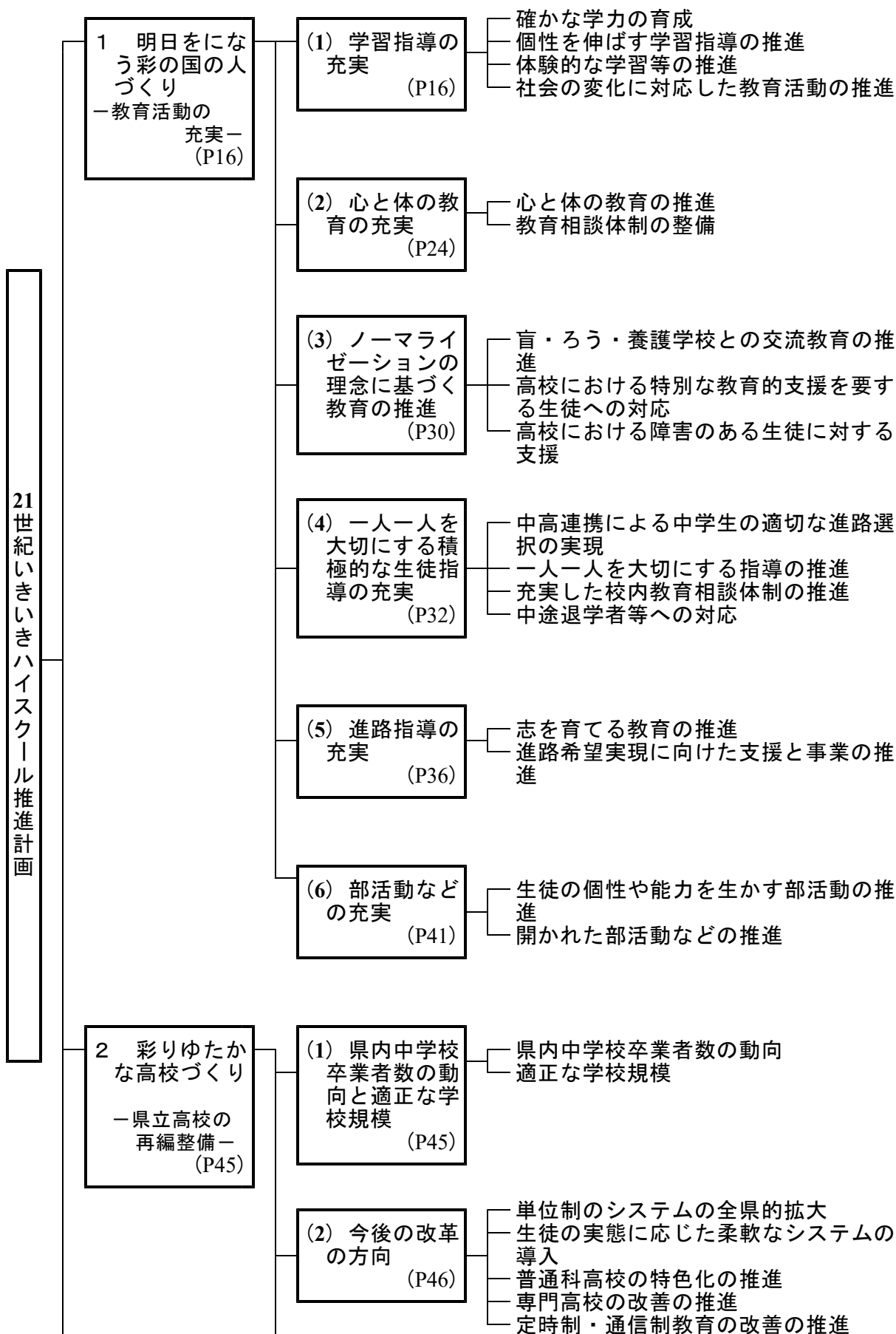
また、教員採用選考試験の改善や人事異動の在り方の見直しなどにより、教職員の採用・配置等の改善に取り組むとともに、経験年数に応じた研修等の整備や、社会的視野を広げる体験的研修等により、教職員の意識改革を図る。

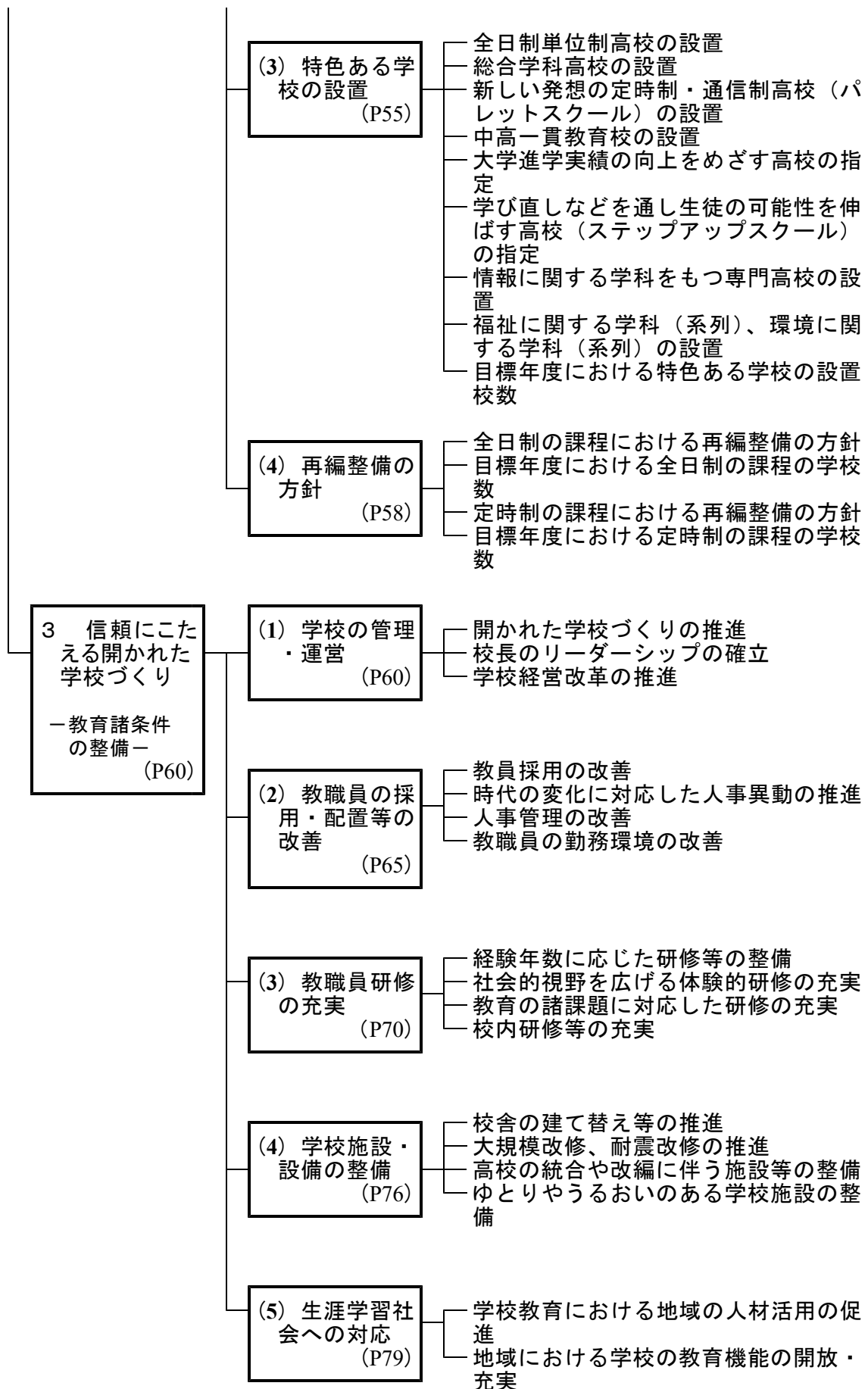
さらに、校舎の建て替え等の推進などにより、学校の施設・設備を整備するとともに、公開講座等の充実などにより、生涯学習社会に対応する。

3 計画の概念図



4 計画の体系図





5 前期の実施結果

県教育委員会は、平成12年度に「21世紀いきいきハイスクール推進計画」を策定し、「明日をになう彩の国の人づくり」、「彩りゆたかな高校づくり」、「信頼にこたえる開かれた学校づくり」の三つの基本理念の下、具体的施策を推進してきた。「21世紀いきいきハイスクール推進計画」の前期の主な実施結果は、次の通りである。

(1) 明日をになう彩の国の人づくり - 教育活動の充実 -

ア 学習指導の充実

自ら学び、自ら考える資質や能力を育成するため、「総合的な学習の時間」を推進するとともに、学力向上を図ることをねらいとした実践推進校を委嘱し、各学校がシラバスの作成、公表、公開授業等による授業改善、学力向上に取り組んだ。また、社会の変化に柔軟に対応できるよう、海外の高校との交流を積極的に推進するとともに、教育用コンピュータや情報通信ネットワークの整備等に取り組んだ。

イ 心と体の教育の充実

他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性を育むため、ボランティア活動や、小学生と高校生の交流を推進した。また、たくましく生きるための健康や体力を培うため、体力向上のための奨励種目を具体的に示した「ステップアッププログラム」を全校で実施した。

ウ 進路指導の充実

高校への進学率の上昇に伴い、多様な能力・適性、進路希望を持つ生徒が入学する中、生徒一人一人の個性や能力を生かし、その夢や希望を実現する進路指導として、志を育てる教育を推進し、体験入学、体験入社の実施を図った。また、生徒の学習ニーズに対応するとともに、学問に対する意欲や進路意識の向上を図るため、大学における聴講制度を整備し、大学の教育を履修する機会を拡大した。

エ 部活動などの充実

運動部活動を推進する上での課題とその対応を示した、「運動部活動Q&A・Ⅱ」を作成し、部活動指導資料の充実を図った。また、指導経験の浅い教員を積極的に運動部活動指導者講習会へ参加をさせて、指導力の向上を図るとともに、地域の指導者の活用を図った。さらに、部活動において、生徒数の減少などに対応するため、同じ地域の学校との合同部活動を推進した。

(2) 彩りゆたかな高校づくり - 県立高校の再編整備 -

ア 学校の特色化

生徒の実態に応じた柔軟なシステムとして、少人数指導展開や二学期制の導入、授業時間の弾力化を推進した。また、普通科高校においては、学科再編に取り組むとともに、専門高校においては、総合選択制の導入や就業体験（インターンシップ）を推進した。

イ 特色ある学校の設置（前期再編整備計画）

生徒の多様なニーズに対応し、新しい時代に対応した高校教育を展開するため、特色ある学校の設置に努めた。「21世紀いきいきハイスクール前期再編整備計画」に基づき、平成14年度に常盤女子高校（平成15年度常盤高校と校名変更）を看護に関する5年一貫教育校とし、平成15年度には越ヶ谷高校、坂戸西高校を全日制単位制高校、伊奈学園総合高校を併設型の中高一貫教育校、小鹿野高校を総合学科とするとともに、連携型の中高一貫教育校とした。また、平成17年度には、比企地区総合学科高校、南部地区パレットスクールを総合学科とし、総合技術高校として、秩父地区総合技術高校を、総合高校として、行田地区総合高校を設置することとした。

ウ 男女共学化への対応

平成14年3月、県男女共同参画苦情処理委員から県教育委員会に対し、男女別学校の共学化を早期に実現する必要があるとする勧告がなされた。これに対し、県教育委員会は、男女別学の高校が置かれている状況、県内すべての公立中学校長に対するアンケート調査の結果及び多くの県民から寄せられた意見や要望等を精査して検討を行った。その結果、本県の数少ない別学校は、多くの県民の強い支持があること、各学校の主体性を尊重する必要があることなどから、当面は現状を維持することとするが、各学校が、教育内容を大きく変更するなど、特色ある学校づくりに向けて主体的に取り組む中で、共学化を検討する可能性もあり、そのような場合においては、県教育委員会として積極的に支援していくこととするという結論に達し、平成15年3月、県男女共同参画苦情処理委員に報告した。

(3) 信頼にこたえる開かれた学校づくり - 教育諸条件の整備 -

ア 学校の管理・運営

開かれた学校運営を推進するため、県立高校39校に学校評議員制度を導入するとともに、学校評価システムの導入について検討し、7校を学校自己評価システム研究推進校に指定した。また、総合的な経営能力を有する人材を確保する観点から、民間人を2名校長に登用した。さらに、中学校・高校間の連携・協力を一層推進するため、4高校で中高間の教頭の人事交流を行うとともに、幅広い学校教育を進めるため、社会人講師採用の拡充に取り組んだ。

イ 教職員の採用・配置等の改善

教員採用選考試験において、面接委員に民間有識者を導入するとともに、人物評価の比重を高めるため、一次試験から面接を導入した。また、新しい人事異動方針による人事異動を実施した。さらに、人事管理の改善として、校長及び教頭を対象に、目標管理の手法を取り入れた「自己申告制度」を導入するとともに、指導力不足教員に対しては、学校研修や社会体験研修などを実施した。

ウ 教職員研修の充実

教職員の資質能力の向上を図るため、10年経験者研修を導入するとともに、5年次教員研修において、社会貢献活動体験研修を実施した。また、教員の社会的視野を広げるため、民間企業等派遣研修や異業種体験研修を実施した。さらに、教育の諸課題に対応した研修として、子供たちの感性をはぐくみ、いきいきとした学校づくりを進めるために、4つの重点研修（集団活動、食農教育、読書活動、プレゼンテーション技能の向上）を中心に充実を図った。

エ 学校施設・設備の整備

施設・設備については、生徒や教職員の安全確保や既存施設の効率的な活用の観点を踏まえ、計画的に耐震補強や改修等を実施した。また、ゆとりやうるおいのある学校施設を整備するため、バリアフリーに対応した施設の整備にも取り組んだ。

オ 生涯学習社会への対応

学校を地域の中核となる学習センターとして活用するため、県立学校の図書館、音楽施設、グラウンド、体育館、テニスコート、プール等を地域に開放した。また、県民の学習ニーズにこたえるため、開放講座の拡充に取り組んだ。

第2章 明日をになう彩の国の人づくり －教育活動の充実－

1 学習指導の充実

【現状と課題】

県立高校においては、少人数授業や習熟度別授業等、生徒の実態に応じた教育活動の取組を行い、生徒の学力向上に努めているところである。平成15年度からは平成11年3月告示の学習指導要領が学年進行で実施されている。この学習指導要領は、完全学校週5日制の下、各学校が「特色ある教育」を展開し、生徒に学習指導要領に示す基礎的・基本的な内容を確実に身に付けさせ、自ら学び自ら考える力などの「^{*1}生きる力」をはぐくむことをねらいとしている。各学校では、それぞれの生徒の能力・適性、興味・関心、進路希望等に応じられるよう、「^{*2}確かな学力」の育成を目指して、さらに創意工夫して教育課程の改善・充実を図る必要がある。

主な課題として、特に、次の点をあげることができる。

- ・ 学習意欲を高め、「確かな学力」をはぐくむ指導方法等の工夫・改善
- ・ 個に応じた多様な指導形態の導入及び「生きる力」をはぐくむ指導方法の工夫・改善
- ・ 体験的な学習やボランティア活動の推進
- ・ 社会の変化に対応した教育活動の推進

【改善の方向】

(1) 確かな学力の育成

基礎・基本の確実な習得とともに、生徒の学習意欲を高め、自ら学び自ら考える力の育成を図るため、指導方法の工夫・改善に努める。また、生徒の進路希望を実現するため、授業時数を確保し、確かな学力の向上に努める。

ア 基礎学力の定着に向けた取組

少人数授業や習熟度別授業等、指導方法の工夫・改善やガイダンスの機能の充実などを図り、学習意欲を高めるとともに基礎学力の定着に努める。さらに、生徒の学力の向上を図ることをねらいとした「^{*3}県立高校学力向上総合推進事業」を継続して実施し、充実させる。

*1 生きる力：自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などを「生きる力」ととらえている。

*2 確かな学力：基礎的、基本的な知識や技能に加え、学ぶ意欲や、自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力を確かな学力ととらえている。

*3 県立高校学力向上総合推進事業：県立高校を実践推進校に委嘱して、授業改善、職員研修の充実、シラバスの作成、保護者・地域への授業公開等の取組を総合的に行い、実践の中から学力向上への糸口を探り、その成果を公開授業や報告書等を通じて広め、全県立高校の授業改善・学力向上を図るとともに、各学校で行われている授業実践の交流を進め、取組の成果を広めるとともに深めていこうとする事業である。

イ 進路希望実現に向けた学力の育成（後掲 p37 参照）

生徒の学習意欲の喚起、学習習慣の確立、基礎学力の定着や学力向上を目指した補習・学習合宿、資格取得希望者を対象とした将来の進路選択に役立つセミナーの実施など、各学校の取組に対して必要な支援を行う。

ウ 授業時間の弾力化

授業の1単位時間は50分を標準とするが、生徒の学習に対する集中力や持続力、指導内容のまとまり、学習活動の内容等を考慮して、どの程度の時間が最も指導の効果を上げ得るかという観点から決定する必要がある。今後、各学校においては、各教科・科目等の授業時数を確保しつつ、生徒の実態及び各教科・科目等の特質を考慮して、科目の内容に応じて、例えば、実験・実習等を伴う授業を75分で行ったり、毎日継続して学習することが効果的な授業を30分で行ったりすることや、90分授業や65分授業など、授業時間の弾力化を図る。

○ 少人数授業や習熟度別授業の推進（ア関連）

中 期	平成16年度～ ・少人数授業や習熟度別授業の推進
-----	--------------------------

※ 前期における主な取組結果（以下「前期」と記述）

前 期 ・習熟度別授業の実施

全日制72校、定時制3校（平成12年度）

全日制74校、定時制4校（平成13年度）

全日制76校、定時制6校（平成14年度）

○ 学級編制の弾力化（ア関連）

中 期	平成16年度～ ・学習指導の充実や学力の向上を図るため、各学校の工夫努力に応じて少人数学級編制を認定 平成16年度：62校
-----	--

前 期 ・基礎学力の確実な定着を図るため、少人数指導展開実践研究協力校としての指定と研究

17校（平成13年度）

48校（平成14年度）

56校（平成15年度）

○ 学力向上総合推進事業の実施（ア、イ関連）

中 期	平成16年度～ ・学力向上総合推進事業を継続して実施するとともに、実践推進校の指導方法の工夫・改善、シラバスの作成・活用、生徒による授業評価の活用などによる授業改善等の取組の成果を全校に普及
-----	---

前 期 ・教育課程改善委員会で研究（平成12年度）

・学力向上総合推進事業の実施（平成13年度～）

平成13・14年度 11校を実践推進校として委嘱

平成15年度 10校を実践推進校として委嘱

- 基礎学力養成講座及び資格取得セミナー実施の支援（後掲 p 38 参照）（イ関連）

- 授業時間の弾力化の推進（ウ関連）

中 期	平成16年度～	・ 65分授業や90分授業をはじめ、学校や生徒の実態等に応じた授業時間の弾力化について継続して推進
-----	---------	---

前 期 ・ 65分授業の導入：7校 90分授業の導入：3校（平成14年度～）

- 二学期制の導入の推進（後掲 p 48 参照）（（1）関連）

（2）個性を伸ばす学習指導の推進

個性を生かす教育は、基礎・基本の徹底とともに、高等学校学習指導要領の重要な柱である。各学校が、生徒の興味・関心、進路希望等に応じて選択の幅を広げるために数多くの選択科目を設定することや、柔軟な「学びのシステム」の導入などにより、より深く高度に、幅広く学んだりする仕組みを整え、生徒それぞれの個性や能力を十分伸ばす学習指導を行えるよう、引き続き条件整備を図る。

ア 柔軟な「学びのシステム」づくり

生徒の多様な学習ニーズにこたえるとともに、生徒自らが意欲的に学び、主体的に学習に取り組む態度を育成するため、学校内での学習だけでなく、学校外における「多様な学習成果の単位認定」のシステムの活用を図るとともに、さらに幅広く単位認定ができる、大学等での「学びのシステム」を充実・普及するなど、柔軟な「学びのシステム」づくりをより一層推進する。

（ア）「多様な学習成果の単位認定」のシステムの活用

- ・ 他の高等学校における学習成果の単位認定（学校間連携）
- ・ 専修学校における学習成果の単位認定
- ・ 技能審査の成果の単位認定（簿記検定、実用英語技能検定など各種検定試験等に合格した場合の単位認定）など

（イ）大学等を利用した「学びのシステム」の充実・普及

- ・ 県内に多数の大学が設置されているという本県の立地条件を生かし、高校生が大学での講義などを受講した場合、その成果についての単位認定
- ・ 放課後や休日を利用し、美術館・博物館等の社会教育施設での学習活動を行った場合、その成果についての単位認定
- ・ ボランティア活動の成果の単位認定
- ・ 情報通信ネットワークを利用した学習システム など

イ 「*4 総合的な学習の時間」の充実

各学校における「総合的な学習の時間」をより一層充実させ、自ら学び自ら考える資質や能力の育成に努める。

*4 総合的な学習の時間：国際化、情報化を始め、社会の変化に主体的に対応できる資質や能力を育成するため、教科の枠を越えた横断的・総合的な学習を行う時間。

○ 大学や美術館・博物館など社会教育施設での学習活動を広く単位認定ができるシステムの充実・普及 (ア(イ) 関連)

中 期	平成16年度～ ・大学や美術館・博物館など社会教育施設での学修の単位認定のシステムの充実・普及
-----	--

- 前 期
- ・「学校外における学修の単位認定実施要項」作成 (平成11年度)
 - ・4校で試行的に実施 (平成12・13年度)
 - ・全日制19校、定時制6校で実施 (平成14年度)

○ ボランティア活動の成果の単位認定の活用 (ア(イ) 関連)

中 期	平成16年度～ ・ボランティア活動の成果の単位認定の成果のまとめ ・「指導資料」の作成と普及 ・関連施設等を含めた「連絡協議会」の実施
-----	--

- 前 期
- ・2校で実施についての研究 (平成11年度)
 - ・不動岡誠和高校で単位認定の実施 (平成11年度～)
 - ・鴻巣女子高校と久喜高校で単位認定の実施 (平成14年度～)

○ 情報通信ネットワークを利用した学習システムの充実 (ア(イ) 関連)

中 期	平成16年度 平成16年度～ ・ネットワークモデル事業の継続実施 ・ネットワーク機能を活用した新たな教育活動等の創造 ・教科研究会等の研究促進支援 (県立学校間ネットワークシステムの活用) ・高等学校情報教育指導資料の更新と活用 ・実践的デジタル教材や学習指導案、IT活用事例を収集・作成してデータベース化し、カリキュラム・サポートセンターの充実、活用を図る
-----	---

- 前 期
- ・教育局IT推進委員会等における研究 (平成12～14年度)
 - ・「彩の国教育情報化推進計画」の策定 (平成14年度)
 - ・高等学校情報教育指導資料の作成 (平成15年度)
 - ・ネットワークモデル事業の実施 (平成15年度)

○ 「総合的な学習の時間」の充実 (イ 関連)

中 期	平成16年度～ 平成17年度～ ・「総合的な学習の時間」に関する情報交換の促進、指導方法、評価方法等の工夫・改善の推進 ・「総合的な学習の時間」の公開授業の実施 ・全校で「総合的な学習の時間」を実施
-----	---

- 前 期
- ・研究推進校として全日制、定時制合わせて12校を委嘱し、実践事例集の作成及び公開授業の実施 (平成12・13年度)
 - ・平成15年度入学生の教育課程に位置付けられる (平成15年度)

(3) 体験的な学習等の推進

現在の高校生は、様々な生活体験や自然体験などの機会が不足していることから、体験的な学習やボランティア活動などを推進していく。体験的な学習等は、地域の実態や学校の諸条件の違い等によってその進め方が様々であることから、各学校において作成される指導計画の創意工夫を支援する。

ア 体験的な学習の推進

豊かな人間性や社会性を培うため、自然体験活動、就業体験活動など、質・量ともに充実した多様な体験的な学習をさらに推進する。

また、体験的な学習を教育活動の中に適切に位置付け、それぞれの発達段階にふさわしいねらいや内容を工夫し推進を図る。

イ ボランティア活動の推進

ボランティア活動は、単に社会に貢献するというだけでなく、生徒自身の在り方生き方を考えさせる上でも意義ある活動であることから、高校におけるボランティア活動をさらに推進する。

○ 学校間交流等の実施 (ア関連)

中 期	平成16年度～ ・ 県立高校と保育所・幼稚園・小学校・中学校 ・ 養護学校等との学校間交流等の実施 ・ 交流活動の充実
-----	--

前 期 ・ 小学生と高校生の交流事業の実施
6 3 校 (平成12年度)
9 7 校 (平成13年度)
4 3 校 (平成14年度)

○ ボランティア活動の推進 (イ関連)

中 期	平成16年度～ ・ 中高生奉仕・社会体験活動推進事業の継続実施 ・ 推進校 1 0 校の委嘱と連絡協議会の実施 ・ 生徒ボランティアによる発表会の実施
-----	--

前 期 ・ ボランティア活動の成果の単位認定の実施について 2 校で研究 (平成11年度)
・ ボランティア活動実践推進校 3 校の委嘱 (平成11～13年度)
・ 不動岡誠和高校で単位認定の実施 (平成11年度～)
・ 鴻巣女子高校と久喜高校で単位認定の実施 (平成14年度～)
・ 中高生奉仕・社会体験活動推進事業において、推進校 9 校の委嘱 (平成15年度)

(4) 社会の変化に対応した教育活動の推進

社会の変化に柔軟に対応できる人間の育成を図るため、国際理解、情報、福祉、環境、科学技術等に関する基礎的・基本的事項の教育が、これからの高校教育において強く求められている。これらの教育活動は、各教科の学習だけでなく、特別活動や「総合的な学習の時間」の学習活動等、各学校の教育活動全体を通じて行われる必要がある。

また、日本語を母国語としない生徒に対しては、学習活動等に支障がないよう配慮していく必要がある。

ア 国際理解教育の推進

外国語指導助手(*⁵ A L T)の活用や、*⁶ インターリンクス事業等の国際交流の充実を一層図るとともに、すべての英語教員を対象にした「英語教員集中研修」を実施し、国際社会の一員として活躍することができるよう生徒の実践的コミュニケーション能力を高め、我が国の文化や伝統を正しく理解し、広い視野をもって異文化を理解し尊重する態度を育成する。

イ 情報教育の推進

*⁷ 新教科「情報」の充実を図り、生徒の創造的・実践的な能力と態度を育て、コンピュータや情報通信ネットワーク等の情報手段を主体的に活用し、情報を積極的に収集、活用、伝達、発信できるようにする。また、各学校のコンピュータ等の整備を進め、*⁸ 校内情報化推進リーダー等を育成し、すべての教員の I T 活用能力の向上などの教育の情報化を進める。

ウ 福祉教育の推進

他人を思いやる気持ちやいたわる気持ちなど、豊かな人間性を育成するとともに、高齢者や障害者についての理解を深めることができるよう、福祉に関するボランティア活動や養護学校等との交流事業を推進する。また、学校での福祉に関する教科・科目の開設を進める。

エ 環境教育の推進

広く環境教育を推進するとともに、生徒が学校や家庭・地域での生活において、節電や節水、ゴミの減量化やリサイクルなど環境保全への取組を行うことができるよう、県教育委員会が作成した県立高校版環境 I S O プログラムを実施する。

オ 科学的素養を育成する教育の推進

「科学技術離れ」や「理科離れ」の現状にかんがみ、生徒に科学的なものの見方や考え方などの豊かな科学的素養を育成するため、自然体験学習を充実させるとともに、生徒の日頃の研究成果の発表機会を充実させることにより、理科の学習への動機付けを与えるなど、科学技術教育の充実を図る。また、そのための条件整備を図る。

*5 A L T : Assistant Language Teacher の略。高校で外国語を教える外国語指導助手。

*6 インターリンクス事業：県立高校が外国の高校と学校単位の国際交流を行うことにより、相互理解や友好の絆を深めることを目的とした事業で、派遣事業と受け入れ事業とがある。

*7 新教科「情報」：新学習指導要領で新たに設定された、すべての生徒が学習する教科。

*8 校内情報化推進リーダー：I T 活用推進計画や研修計画など、学校の情報化を推進するリーダー。(「彩の国教育情報化推進計画」で示された。)

○ 語学指導等を行う外国青年招致事業の充実 (ア関連)

中 期	平成16年度～	<ul style="list-style-type: none"> ・*9 J E Tプログラム及びその他の形態による A L Tの招致 ・県立高校の特色を生かすための配置計画の作成
-----	---------	--

- 前 期
- ・4年間で外国語指導助手 (A L T) 延べ570人を招致 (平成11～14年度)
 - ・JETプログラムによる A L T 93人を招致 (平成15年度)
 - ・民間委託による A L T 9名を配置 (平成15年度)

○ 彩の国県立高校国際交流事業の推進 (ア関連)

中 期	平成16年度～	<ul style="list-style-type: none"> ・インターリンクス事業により海外の高校生等との交流活動 ・県立高校における交流活動の充実
-----	---------	---

- 前 期
- ・インターリンクス事業による派遣 (延べ149校) 及び受入 (延べ17校) の実施 (平成11～15年度)

○ 教育用コンピュータや情報通信ネットワーク等の整備 (イ関連)

中 期	平成16年度～	<ul style="list-style-type: none"> ・校内 L A N用パソコン、プロジェクタ、教務事務処理システム、指導用コンピュータ等を引き続き整備
-----	---------	--

- 前 期
- ・すべての学校で教育用コンピュータを整備し、インターネットへ接続 (平成11～13年度)
 - ・県立学校間ネットワークシステムの構築 (平成14年度)
 - ・教務事務処理システム及び指導用コンピュータの整備 (平成15年度)

○ 教科「福祉」の実施校の拡大 (ウ関連)

中 期	平成16年度～	<ul style="list-style-type: none"> ・「福祉」に関する指導資料の作成 ・「福祉」に関する系列設置校や科目設置校の拡大 ・「福祉」実施校連絡協議会の実施
-----	---------	---

- 前 期
- ・教科「福祉」に関する科目設置校の検討 (～平成15年度)
 - ・「福祉」に関する系列設置校 (3校) を設置・検討 (～平成15年度)

*9JETプログラム：「語学指導等を行う外国青年招致事業」(The Japan Exchange and Teaching Programme) の略称で、地方公共団体が総務省、外務省、文部科学省及び財団法人自治体国際化協会 (CLAIR) の協力の下に実施しているプログラム。

○ 未来の地球環境を担う人づくり事業の充実 (エ関連)

中 期	平成16年度 平成16年度～ 平成17年度～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立高校版環境 I S Oプログラムの試行 ・ 「エコ・消費者教育」推進事業の充実 ・ 県立高校版環境 I S Oプログラムの実施 ・ 環境教育研究指定校の委嘱
-----	------------------------------	---

- 前 期
- ・ 環境教育研究指定校 2 校の委嘱 (平成11～12年度) 及び教科「環境」に関する科目の導入 (平成12年度)
 - ・ 県立高校版環境 I S Oプログラムの作成 (平成15年度)
 - ・ 環境教育研究指定校 1 校の委嘱 (平成13～14年度)

○ 科学技術教育の充実 (オ関連)

中 期	平成16年度～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「*10 理科教育総合推進事業」の充実 ・ 観察・実験の指導のための条件整備 ・ 展覧会、発表会などの充実
-----	---------	---

- 前 期
- ・ 「彩の国ホップ・ステップサイエンス事業」を実施し、理工系大学等で最新の科学体験の機会を提供 (平成13～15年度)

*10 理科教育総合推進事業：地域の教育力を活用した児童生徒の理科に対する興味・関心を高める「彩の国ホップ・ステップサイエンス事業」、授業における観察・実験のための施設環境を整備する事業等を通じて、理科教育を地域と学校の両面から総合的に推進することにより、21世紀の科学技術を担う人材を育成する。

2 心と体の教育の充実

【現状と課題】

現在の高校生は、興味・関心、能力・適性が多様化しており、一部には学校生活に対する目的意識の希薄化などが見られ、学校不適応、中途退学、規範意識の低下や問題行動への対応が必要となっている。

また、高校生の体力の長期的な低下傾向は、生涯にわたり健康の保持増進を図る上からも危惧されている。

このようなことから、心身ともに健康な生徒の育成が必要であり、生徒の心身の発達段階を考慮し、調和のとれた人間の育成を目指すためには、次の点が課題となっている。

- ・ 人間としての在り方生き方の教育の充実
- ・ あいさつなど社会人としての基礎・基本を身に付ける教育の充実
- ・ 心身の健康を図る教育の充実
- ・ 学校不適応や問題行動等への対応

【改善の方向】

(1) 心と体の教育の推進

学校不適応、中途退学、問題行動などの背景として、自ら学び自ら考える力、正義感や倫理観等の豊かな人間性、健康や体力などの「生きる力」の不足が指摘されている。生徒の個性を伸ばし、社会の一員としての自覚を深めさせるため、「^{*11}彩の国5つのふれあい県民運動」などの豊かな体験活動等を通して、「生きる力」をはぐくむ教育をより一層推進する。

ア 人間としての在り方生き方の教育の充実

生徒自身が、生きることの意味は何か、自分の人生をどう生きればよいのかなど自己探求と自己実現に努めるよう、道徳教育として、学校の教育活動全体を通じて人間としての在り方生き方に関する教育の充実を図る。

イ 社会人としての基礎・基本を身に付ける教育の充実

あいさつや他人への接し方などの礼儀やマナーを身に付けさせるとともに、規範意識の醸成を通じて、有為な社会人として必要な資質を養う教育の充実を図る。

ウ 心豊かな生徒の育成

学校、家庭、地域社会との連携を通して、美しいものや自然に感動する心、正義感や公正さを重んじる心、基本的な倫理観、自立心や責任感、他者への思いやりなどの心豊かな人間性の育成を図る。

*11 彩の国5つのふれあい県民運動：自然体験や生活体験などの体験活動が不足している現代の子どもたちに、学校、家庭、地域社会が一体となり、「自然」「人」「本」「家族」「地域」との5つのふれあいを通して、他を思いやる心などをはぐくもうとする本県独自の運動。平成10年から実施されている。

エ 言葉を大切にすることの教育の推進

生徒が望ましい人間関係を結び、円滑な社会生活を営んでいくため、教育活動のあらゆる場面を通して、「話すことや聞くこと」など言葉を大切にすることの態度を養い、「伝え合う力」を高め、言語感覚を磨き、進んで表現することで、社会生活を充実させる態度を育てる。

オ 健康・体力づくりを図る教育の充実

生徒が生涯を通じて心豊かでたくましく生活するために、一人一人が自らの心身の健康や体力に対する理解や認識を深め、明るく豊かで活力ある生活を営む態度を育てる教育などの充実を図る。

また、生徒の心身の健康問題の解決と健康の保持増進のために、教職員に対する研修会、研究協議、地域に対する研究委嘱を通して学校健康教育を推進する。

カ 問題行動の防止

生徒指導研究協議会等における研修・情報交換等により各学校の生徒指導体制の一層の整備・充実を図る。

また、学校だけで問題を抱え込むのではなく、家庭はもとより地域社会の教育力を高めるとともに、関係諸機関との連携により、問題行動の防止に努める。

○ 学校における「彩の国5つのふれあい県民運動」の展開 ((1) 関連)

中 期	平成16年度～ ・地域の教育力の活用 ・「彩の国5つのふれあい県民運動」の推進にあわせ、各学校での取組状況調査 ・5つのふれあい実践校の表彰や紹介 ・人、地域、家族とのふれあいの中で、あいさつを励行
-----	---

前 期 ・「5つのふれあい実践推進校」に18校指定（平成11年度～）
・「生徒指導総合対策推進校」に16校指定（平成12年度～）

○ 道徳教育の推進 (ア、イ関連)

中 期	平成16年度～ ・ ^{*12} 彩の国心のほっと塾事業
-----	---

前 期 ・講演会を10校で実施（平成15年度）

*12 彩の国心のほっと塾事業: 社会人としての基礎・基本を身に付けさせるため、専門分野の優れた社会人を講師に招き、心の教育に資する講演会を実施し、講師とのふれあいを企画するなど創意工夫を生かしながら、生徒の心に響く道徳教育を推進する事業。

○ 自然・生活・社会体験活動、ボランティア活動の推進 (イ、ウ関連)

中 期	平成16年度～	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動の成果の単位認定の活用 (前掲 p 19 参照) ・学校間交流の実施 (前掲 p 20 参照) ・中高生奉仕・社会体験活動推進事業の継続実施 (前掲 p 20 参照)
-----	---------	--

- 前 期
- ・ボランティア活動の成果の単位認定についての研究及び実施 (平成12年度～)
 - ・小学生と高校生の交流事業の実施 (平成12年度～)
 - ・中高生奉仕・社会体験活動推進事業の実施 (平成15年度～)

○ 言葉を大切にせる教育の推進 (エ関連)

中 期	平成16年度～	<ul style="list-style-type: none"> ・プレゼンテーション技能の向上に関する研修会等の実施
	平成16年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「美しいことば100選」の研究
	平成17年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「美しいことば100選」の募集・選定
	平成18年度～	<ul style="list-style-type: none"> ・「美しいことば100選」の普及

- 前 期
- ・各学校で、言葉を大切にせる態度を養い、言語生活を豊かにさせるためのコミュニケーション能力の育成 (平成13年度～)
 - ・「ことばを中心としたプレゼンテーション技能の向上に関する研修会」等の実施 (平成14・15年度)

○ 心身の健康問題解決に向けた研修会等の充実 (オ関連)

中 期	平成16年度～	<ul style="list-style-type: none"> ・学校健康教育推進研修会、学校安全教育指導者研修会、危機管理研修会、健康相談活動研修会 (養護教諭の特質や保健室の機能を生かし、生徒の様々な訴えに対し常に心的な要因や背景を念頭において心身の観察、問題の背景分析、解決のための支援、関係者との連携など、生徒の心と体の両面への対応を行う活動) の開催 ・指導資料『養護教諭が行う心と体への健康相談活動「実践のためのQ&A」』の活用 ・学校健康教育推進大会
-----	---------	--

- 前 期
- ・学校健康教育推進研修会などの開催 (平成11年度～)
 - ・学校健康教育推進大会 (平成11年度～)

○ 薬物乱用防止教育の推進 (オ関連)

中 期	<p>平成16年度～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬物乱用防止のためのヤングフォーラム等の充実 ・薬物乱用防止教育教材CD「暗雲を吹き払う風」の使い方マニュアルの作成・配布による活用の促進 ・薬物乱用防止のための高校生による演劇公演の実施 ・新入生全員とその保護者に薬物乱用防止リーフレットの配布 ・高等学校保健体育研究協議会の保健領域での薬物乱用防止教育の取扱いの実施 <p>平成17年度～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・演劇公演のビデオを薬物乱用防止教室等で活用
-----	--

- 前 期
- ・薬物乱用防止教室の開催（平成11年度～）
 - ・小・中・高等学校指導事例の作成・ヤングフォーラムの開催（平成12年度～）
 - ・啓発資料「ストップ・ザ・スピード」を全校配布、薬物乱用防止教育教材（VTR）の作成・配布（平成14年度）

○ 体力向上を目指す体育的活動の促進 (オ関連)

中 期	<p>平成16年度～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内小・中・高等学校において、各自の目標値の達成に向けたプログラムの推進 ・「*13 体力カード」活用の推進
-----	---

- 前 期
- ・県内全校でプログラム（中・高等学校「ステップアッププログラム」）の実践（平成15年度～）

○ 生徒指導に係る研修等の充実 ((1) 関連)

中 期	<p>平成16年度～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校生徒指導研究協議会、生徒指導担当者研究協議会の開催 ・「一人一人を大切に、信頼関係に立つ教育の推進運動」として人権に配慮した生徒指導及び体罰の根絶に関する研修会の実施 ・生徒指導等に効果のあるカウンセリングの手法についての研修と学校への導入の検討
-----	---

- 前 期
- ・いじめ・不登校問題研修会、高等学校生徒指導研究協議会、生徒指導担当者研究協議会の開催（平成11年度）
 - ・高等学校生徒指導研究協議会、生徒指導担当者研究協議会の開催（平成12年度～）

*13 体力カード：小学校入学から高校卒業までの各自の身長・体重、新体力テストの結果を記入するカード。

○ 「*14生徒指導総合計画」の充実と推進 ((1) 関連)

中 期	平成16年度～	<ul style="list-style-type: none"> ・「生徒指導総合計画」第4次改訂版の推進 ・生徒指導、教育相談等の課題を踏まえた「新計画」についての検討
-----	---------	---

前 期 ・「生徒指導総合計画」第4次改訂（平成12年度）
 ・「生徒指導総合計画」推進のための教師用指導資料等作成（平成13年度～）

○ 中高連携や学校、家庭、地域社会との連携による問題行動の防止活動の推進 (カ関連)

中 期	平成16年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「*15 地域非行防止ネットワーク推進員」を配置し、*16 サポートチーム編成による非行防止の推進
	平成17年度～	<ul style="list-style-type: none"> ・非行・問題行動防止に係る地域連携システムの充実

前 期 ・彩の国「地域ぐるみの教育」促進事業（モデル事業）の実施（平成12年度）
 ・「生徒指導アドバイザー」の配置（平成12年度、13年度）
 ・「地域非行防止ネットワーク推進員」の配置（平成14年度～）

(2) 教育相談体制の整備

学校不適応や問題行動の発生を未然に防止するとともに、すべての生徒の心の健康を増進し、よりよい人格の発達を図るため、教職員が一体となった教育相談体制の整備・充実及び関係諸機関との連携による相談体制の充実を図る。

ア 教員のカウンセリング能力の育成と活用

教員のカウンセリング能力の向上を図るため、研修体制を一層充実させ、その修了者の効果的な活用を図る。

イ カウンセラー等の配置

生徒の心の悩みや臨床相談について、専門的知識・経験を有するカウンセラー等の配置を図る。

*14 生徒指導総合計画：児童生徒の健全育成を目指して、学校、家庭、地域社会及び行政が連携を図りながら、総合的、計画的に生徒指導を推進するための指針。

*15 地域非行防止ネットワーク推進員：サポートチームを編成する際、事案に応じてチームを構成する機関を検討し、学校、関係機関との連絡・調整を行う者。各教育事務所及び生徒指導室長に10名を配置。

*16 サポートチーム：児童生徒の非行・問題行動の予兆・発生に対し、事案に対応しうる適切な関係諸機関が連動して予防・解決することを目的に編成されるチーム。

○ **カウンセリング研修の推進** (ア関連)

中 期	平成16年度 平成17年度～	・高等学校等初級カウンセリング研修会の実施 ・カウンセリング研修修了者の効果的活用
-----	-------------------	--

前 期 ・いじめ・不登校問題研修会において初級程度のカウンセリング演習の実施（平成11年度）
・高等学校等初級カウンセリング研修会の実施（平成12年度～）

○ **高校を訪問するカウンセラーの配置** (イ関連)

中 期	平成16年度～	・スクールカウンセラー等の配置と教育相談体制の充実
-----	---------	---------------------------

前 期 ・専門的な知識・経験を有するカウンセラーを各教育事務所に配置、活用（平成13年度～）

○ **総合教育センターの指導・相談体制の充実** ((2) 関連)

中 期	平成16年度～	・臨床心理の専門家、嘱託医、電話相談員の配置及び活用
-----	---------	----------------------------

前 期 ・臨床心理の専門家、嘱託医、電話相談員の配置（平成11年度～）

3 ノーマライゼーションの理念に基づく教育の推進

【現状と課題】

現在、我が国においては、障害者を特別視することなく、一般社会の中で普通の生活を送れるようにするよう条件を整えるべきであり、共に生きることこそノーマルであるというノーマライゼーションの進展が図られ、平成14年12月に障害者施策として障害者基本計画を策定し、障害者の社会への参加、参画に向けた施策の一層の推進を掲げている状況にある。

県では、平成15年3月に「彩の国障害者プラン21」を策定し、「ノーマライゼーションの理念の実現には、障害のあるなしに関わらず、子どものころから共に育ち共に学ぶことが大切」とし、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流による「心のバリアフリー」を育む教育の重要性を指摘している。

これからの高校は、こうした社会の変化に積極的に対応するとともに、他人の痛みが分かり、お互いを支え合えるような豊かな心を育む人づくりを行う必要がある。

県教育委員会により設置された特別支援教育振興協議会の検討結果報告（平成15年11月）では、次のような提言がなされた。

「心のバリアフリーと社会的自立への自信と力を育むノーマライゼーションの理念に基づく教育を推進し、児童生徒一人一人の「生きる力」を育む必要がある。」

今後、ノーマライゼーションの理念に基づく教育を推進するためには、次の点が課題となっている。

- ・ 盲・ろう・養護学校との交流教育の推進
- ・ 高校における特別な教育的支援を要する生徒への対応
- ・ 高校における障害のある生徒に対する支援

【改善の方向】

(1) 盲・ろう・養護学校との交流教育の推進

高校における盲・ろう・養護学校との交流教育は、人間どうしの心の交流を行う体験学習として極めて意義のあるものである。

このため、福祉教育の一層の充実を図るとともに、ノーマライゼーションの理念に基づく教育を行うため、学校行事などを通して計画的、積極的に交流教育を推進する。

また、高校と盲・ろう・養護学校が隣接するなどの立地条件にある場合には、学習単位の相互認定など、授業における日常的な交流教育についても研究する。

○ 交流教育の推進

中 期	平成16年度～ ・福祉体験としての交流、文化祭、体育祭などの学校行事における交流の推進
-----	---

(2) 高校における特別な教育的支援を要する生徒への対応

平成15年3月の文部科学省調査研究協力者会議の報告「今後の特別支援教育の在り方について」の中で、「高等学校においても、LD、ADHD等へ対応した特別な支援体制を構築することや、研修などを通じて理解推進が図られることが重要である。また、都道府県等の教育委員会に設置された専門家チームが、必要に応じて高等学校への支援を行うことについて検討する必要がある。」とし、高校における特別支援教育の推進についても言及している。

高校における特別な教育的支援を要する生徒への対応について、他府県での取組を参考に、受入体制、教育課程、指導内容・方法、評価などの観点から、特別な教育課程を有する学級やコースなどの設置の可能性も含め研究する。

(3) 高校における障害のある生徒に対する支援

高校における障害のある生徒に対する支援は、障害の種類や程度の外に学力や卒業後の進路などを踏まえ可能な限り多様である必要がある。

現在、高校の教育課程を希望する生徒に対しては、エレベーター、トイレ、スロープ及び手摺りなどを計画的に整備し、施設・設備のバリアフリー化を進めているところであるが、今後も、一層のバリアフリー化を推進する。

○ エレベーターなどバリアフリーに対応した施設整備

中 期	平成16年度～ ・エレベーター、身障者用トイレ、スロープ、手すりなどの設置及び外部出入口の改修等を計画的に実施
-----	--

前 期
・身障者用トイレ、スロープ、手すりなどの設置及び外部出入口の改修等を快適ハイスクール施設整備事業で35校実施
・エレベーターを豊岡高校など12校に設置

4 一人一人を大切にす積極的な生徒指導の充実

【現状と課題】

高等学校において多くの生徒は、一人一人の個性や能力を伸ばして、充実した高校生活を送っているが、入学者が多様化していることから、その中には、基本的な生活習慣の欠如や高校生活に対する目的意識が希薄な生徒、あるいは、基礎学力の不足や不登校傾向の生徒が見られ、「学校生活・学業不適応」「学業不振」「進路変更」などの理由により、途中で退学する生徒も少なくない。

高等学校に入学したすべての生徒が、生き生きとはつらつとした学校生活を送り、自己実現を図り、社会の有為な人材として卒業していくためには、次の点が課題となっている。

- ・ 中学生の進路指導における中学校と高校の連携の強化
- ・ 生徒一人一人の自己実現を図る指導の充実
- ・ 生徒一人一人の個性を引き出し、伸ばし、生かす指導の充実
- ・ 生徒一人一人の様々な悩みを受けとめ、解消する体制の充実
- ・ 中途退学者等への対応

【改善の方向】

(1) 中高連携による中学生の適切な進路選択の実現

中途退学の最も多い理由は「学校生活・学業不適応」であり、中学生の時から自分の生き方なり方を考え、将来を見据えて高校を選択することが必要である。このために、中学校と高等学校の連携を深め、一層充実した進路指導を推進する。

ア 進路指導における中学校と高校の連携の強化

高校の教員が中学校における進路指導に積極的に関わり、中学生が将来の生き方や進路をしっかりと考え、保護者とともにも高校の選択が適切に行えるよう中高連携の強化を図る。

イ 中学生の適切な高校選択のための学校情報の提供

中学校訪問等による情報提供だけでなく、学校説明会の充実、学校紹介のホームページの活用など、学校情報の積極的、効果的な提供を図る。

○ 中学校と高校による「連絡協議会」の実施 ((1) 関連)

中 期	平成16年度～ ・地区進路指導対策協議会において、「中・高連携の在り方」等について研究協議の実施
-----	---

前 期 ・地区進路指導対策協議会の開催（平成11年度～）
・「中・高連携の在り方」等について研究協議の実施（平成11年度～）

○ 県立学校ホームページ及び体験入学等の充実 (イ関連)

中 期	平成16年度～	・各県立高校のホームページの内容の充実 ・体験入学等の内容の充実
-----	---------	-------------------------------------

- 前 期 ・ホームページを利用した学校情報公開の開始(平成12年度～)
・全校におけるホームページの開設(平成15年度)
・学校説明会、体験入学の実施(平成11年度～)

(2) 一人一人を大切にす指導の推進

お互いに協力し合って社会生活を営む力を育成するためには、生徒一人一人が自己の存在を意識するとともに、他者の存在を認めることができる「場」を設定するよう、すべての教育活動の改善、充実を図る。

ア 教育課程の改善

わかる授業や習熟度別授業により基礎学力の定着に努めながら、選択科目の拡大、履修と修得の差を設ける等、単位制システムの活用を図るとともに、生徒の個性を生かし伸ばす多様な教育課程を編成し、「生きる力」を育成する。

イ 特別活動における指導の充実

ホームルーム活動や生徒会活動、学校行事などの特別活動における指導の充実を図ることにより、学校生活への適応、好ましい人間関係づくりを進め、集団や社会の一員としての望ましい資質や能力を育て学校生活の充実を図る。

ウ ^{*17}アドベンチャー教育の推進

学校における友人との信頼ある人間関係を円滑に形成し、学校生活への適応を促進するとともに、友人を尊重し、お互いが協力し合う精神を育む。

エ 部活動の充実(後掲 p 41 参照)

- 単位制のシステムの活用の拡大(後掲 p 47 参照) (ア関連)
- 少人数授業や習熟度別授業の推進(前掲 p 17 参照) (ア関連)
- 学力向上推進事業の実施(前掲 p 17 参照) ((2) 関連)
- 集団活動教育の推進 (イ、ウ関連)

中 期	平成16年度～	・前期の教育効果等を確認し、生徒の豊かな社会性や規範意識をはぐくむ集団活動教育の一層の推進
-----	---------	---

- 前 期 ・「集団活動指導者研修会」、「生き生き「遊び・ゲーム」研修会」、「人間関係づくりのための集団活動研修会・実践コース」等の実施(平成14年度～)

*17 アドベンチャー教育：「高い壁を全員が乗り越える」などの冒険の要素を含んだ課題をグループで協力しながら解決することにより、自他を尊重する心や協調性等を育み、信頼に基づく人間関係を形成するための教育活動。

○ アドベンチャー教育の充実（ウ関連）

中 期	平成16年度～	・前期の教育効果等を確認し、すべての教育活動においてアドベンチャー教育の考え方が応用できるようアドベンチャー教育の一層の充実
-----	---------	--

- 前 期 ・アドベンチャー教育の指導者の養成、教員対象研修会の実施（平成14年度～）
・アドベンチャー教育実践モデル校の指定（平成15年度）

（3）充実した校内教育相談体制の推進

すべての生徒は充実した学校生活を送りたいと願っている。しかし、生徒の中には、様々なきっかけによって不登校、中途退学や非行問題などの傾向を示す生徒も少なくない。

これに対して、学校生活における生徒一人一人の変化に留意し、それらの芽の小さいうちから対応し、問題行動等の防止や中途退学の減少等を図る。

ア カウンセリング研修会の充実

教員のカウンセリング能力の向上を図るため、研修体制を一層充実させ、その修了者の効果的な活用を図る。

イ 校内教育相談体制充実のための支援

心の悩みをもった生徒の相談や教員による教育相談の充実を支援するため、カウンセラー等の配置を図る。

- カウンセリング研修の推進（前掲 p 29 参照）（ア関連）
- 高校を訪問するカウンセラーの配置（前掲 p 29 参照）（イ関連）
- 総合教育センターの指導・相談体制の充実（前掲 p 29 参照）（ア、イ関連）

（4）中途退学者等への対応

学校生活・学業不適應等の理由でやむを得ず中途退学や進路変更をした生徒に対して再び学べる学校のシステムの充実を図る。

ア 再び学べる高校のシステムの充実

中途退学者の^{*18}再入学制度や^{*19}転編入学制度の一層の弾力的運営を図る。また、学ぶ意欲と熱意をもつ者がいつでもどこでも学べる、昼夜開講の単位制による新しい発想の定時制・通信制高校の設置を推進する。

*18 再入学制度：中途退学をした者が、同じ高校で再び学びたい希望がある場合、入学を認める制度。

*19 転編入学制度：転入学は、高校に在籍している生徒が他の高校の第1学年の途中または第2学年以上に入学することを認める制度。編入学は、中途退学者や帰国生徒など、高校に在籍していない者が第1学年の途中または第2学年以上に入学することを認める制度。

○ 転編入学の円滑な受入れの一層の推進 (ア関連)

中 期	平成16年度～	<ul style="list-style-type: none"> ・「彩の国さいたま公立高校ナビゲーション」による転編入学情報サービスの向上（音声・FAXでの情報提供・インターネット、携帯情報端末（iモード、Lモード）による情報提供） ・転編入学の受入れの推進 ・全日制の課程の転編入枠を弾力的に運用することを検討
-----	---------	--

前 期 ・「彩の国さいたま公立高校ナビゲーション」による音声・FAXでの転編入学情報サービスの促進（平成11年度～）
 ・転編入学の受入れの推進（平成11年度～）

○ 秋季入学制度の検討 (ア関連)

中 期	平成16年度～	・大宮中央高校における秋季の新規入学制度の検討
-----	---------	-------------------------

前 期 ・大宮中央高校における10月の転編入学の受入れ（平成15年度）

○ 新しい発想の定時制・通信制高校の設置（後掲 p 5 5 参照） (ア関連)

5 進路指導の充実

【現状と課題】

現在、高校には多様な能力・適性、進路希望等をもつ生徒が入学していることから、これらの生徒一人一人の個性や能力を生かし、その夢や希望を実現する進路指導を推進することが求められている。また、雇用をめぐる状況も急速に変化しており、望ましい職業観・勤労観を確立し、人間としての在り方生き方の指導としての進路指導を推進することが大切である。このため、次の点が課題となっている。

- ・ 生徒の主体的な進路選択の能力や態度の育成
- ・ 生徒の個性、進路希望等を踏まえた指導内容・方法の工夫・改善
- ・ 生徒の多様な進学希望を実現するための進学対策の充実
- ・ 適切な情報提供、相談活動などのガイダンスの機能の充実
- ・ 安易な職業選択としてのフリーターの増加への対策

【改善の方向】

(1) 志を育てる教育の推進

将来の在り方生き方について考えながら、主体的に進路を選択できる能力・態度を育成し、生徒の志を育てる教育を推進する。

各学校においては、職業や進路に関わる様々な啓発的な体験や適切な進路情報の収集と活用等を通して、生徒に望ましい職業観・勤労観を育成し、生徒が自己理解や自己啓発を進める必要がある。また、自己の「生き方」や「人生設計」について、例えば、総合的な学習の時間を通して考えさせ、主体的に進路の選択・決定ができるよう、計画的、継続的に指導・援助する。

ア 体験的な学習・啓発的な経験の充実

生徒に職業や将来の進路について考えさせるため、就業体験(*20 インターンシップ)、ボランティア活動などの体験的な学習、大学・短大・専門学校等への体験入学や企業への体験入社などの啓発的経験を充実させる。

イ 大学・企業や地域社会との連携

大学や企業などの関係者、地域の専門家あるいは経験豊かな講師などによる進路意識啓発講演会の開催を支援する。

また、生徒の興味・関心を喚起し、主体的に学習に取り組む態度の育成を図るため、大学の教員が高校を訪れ、専門分野の学問の紹介や講義を行ったり、高校生が大学での講義を聴講できる機会を設けたりするなど、大学レベルの教育を履修する機会などを拡大する。

ウ 進路情報の収集・活用と進路相談の充実

生徒が自らの進路に関し、必要な情報を収集し、理解することができるよう、進

*20 インターンシップ：実際の知識や技術・技能にふれ、主体的な職業選択の力や職業意識を育成するため、地元の企業等の協力を得て行う職業現場での就職体験活動。

路情報資料を収集・整理し、有効に活用するため、資料室の整備を進めるとともに、図書館や情報通信ネットワークの活用を推進する。

また、生徒がいつでも進路についての相談ができるよう進路相談体制の充実を図るとともに、ガイダンス、カウンセリング機能の一層の充実を図るため、進路指導のアドバイザー等の導入について、国の動向も見守りながらさらに検討する。

○ 彩の国高校生針路選択オリエンテーション事業等の充実 ((1) 関連)

中 期	平成16年度～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学・短大・専門学校等への体験入学の実施 ・ 企業への体験入社の実施 ・ 進路意識啓発講演会の開催 ・ 優れた取組をすべての高校へ普及 ・ インターシップの一層の充実
-----	---------	---

前 期 ・「彩の国高校生針路選択オリエンテーション事業」の実施（平成11年度～）

○ 大学等における聴講制度の充実・普及 (イ 関連)

中 期	平成16年度～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学等における聴講制度の充実・普及 ・ 「学校外における学習の成果の単位認定」の推進
-----	---------	---

前 期 ・「学校外における学習成果の単位認定」を7校で実施（平成12年度～）

○ 情報通信ネットワークの活用 (ウ 関連)

中 期	平成16年度～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校内LAN用コンピュータを各教室に整備、進路資料の収集・活用の充実 ・ ネットワーク活用専門委員会による研究
-----	---------	---

前 期 ・ 校内LAN用コンピュータ整備の開始（平成13年度～）
 ・ 県立学校間ネットワークシステムを構築し、インターネットによる情報収集の充実（平成14年度～）

(2) 進路希望実現に向けた支援と事業の推進

各学校では、生徒が自己の在り方生き方を考え、自己の進路希望を実現させるため、教育活動全体を通じて、進路指導を行うことが求められていることから、各学校の計画的、組織的、継続的な進路指導の取組に対して必要な支援に努める。また、卒業後についても、関係機関等との連携を図り、引き続き指導・援助を行う。

ア 進路希望実現に向けた事業の推進

生徒が自らの在り方生き方を考え、自己の進路を主体的に選択し、進路希望を実現できるよう、進路指導充実推進校を指定するなど、計画的・組織的な進路指導について実践的な研究を行う。また、その先進的な研究の成果を、すべての高校に広げ、県立高校全体の進路指導の充実を図る。

イ 進学指導の充実

大学への進学希望者が増加している現状を踏まえ、進学希望の多い高校を対象とした研究事業を推進し、それぞれの実態に応じた進学指導を充実させるとともに、進学希望実現に向けた研究成果を広め、県立高校全体の進学指導の充実を図る。

ウ 就職指導促進の支援

新規高校卒業者の就職が厳しい状況にあることから、就職希望者の多い高校を対象に、新卒者の採用枠の拡大や求人開拓などができるよう、例えば、「埼玉県地域労使就職支援機構」等と連携して積極的な支援・援助を行う。また、卒業後についても、ハローワーク（公共職業安定所）や関係企業等と連携し、引き続き指導・援助に努める。

○ 基礎学力養成講座及び資格取得セミナー実施の支援（ア、ウ関連）

中 期	平成16年度～	・「彩の国高校生針路選択オリエンテーション事業」及び「 ^{*21} 高校生専門資格等取得奨励制度」の内容を充実させ、優れた取組を全ての高校で共有 ・普通科高校における資格取得の奨励
-----	---------	--

前 期 ・「彩の国高校生針路選択オリエンテーション事業」の実施（平成11年度～）

○ 進路指導充実推進校の指定（ア関連）

中 期	平成16年度 平成17年度～	・進路指導推進充実校の指定についての研究 ・進路指導推進充実校を指定し、生徒が自らの進路希望を実現できる計画的・組織的な進路指導について実践的に研究 ・進路指導推進充実校などの先進的な研究成果をすべての高校に普及
-----	-------------------	--

前 期 ・進路希望の実現の方策等の研究（平成14年度～）

*21 高校生専門資格等取得奨励制度：職業資格の取得等に関する全国的な大会等への出場及び発表、全国的なレベルで表彰を受けた高校生等、高校生等のグループ及び学校代表等を一同に集め、その成果等の発表会を行い、その成果等を奨励するため知事が表彰する。

○ 進学指導の充実 (イ関連)

中 期	平成16年度～	<ul style="list-style-type: none"> ・進学希望の多い高校を中心として「*22 進学指導アドバンスプラン」で進学指導推進校（10校程度）を指定 ・進学指導推進校などの研究成果をすべての高校へ普及
-----	---------	---

○ 高校生の就職促進に関する支援 (ウ関連)

中 期	平成16年度 平成16年度～	<ul style="list-style-type: none"> ・就職指導員を配置 ・「高等学校就職支援教員」の配置 ・進路指導研究協議会、就職セミナーの開催 ・新規高卒者就職面接会の実施 ・ガイダンス機能の充実に関する指導資料の活用
-----	-------------------	---

- 前 期
- ・進路指導研究協議会、就職セミナーの開催（平成11年度～）
 - ・新規高卒者就職面接会の実施（平成11年度～）
 - ・「彩の国就職指導員配置事業」により就職指導員を配置（平成12年度～）
 - ・「高等学校就職支援教員」の配置（平成14年度～）
 - ・ガイダンスの機能の充実に関する指導資料の作成（平成15年度）

○ ハローワークや関係企業等との連携強化 (ウ関連)

中 期	平成16年度～	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワーク及び県内企業等との連絡・連携の強化 ・求人・求職の拡大に向け、県教育局職員による関係企業等への就職促進訪問の実施
-----	---------	--

- 前 期
- ・ハローワーク及び県内企業等との連絡・連携の強化（平成11年度～）
 - ・求人・求職の拡大に向け、県教育局職員による関係企業等への就職促進訪問の実施（平成11年度～）

*22 進学指導アドバンスプラン：県立高校のうち10校程度を進学指導推進校に指定して、現役進学率等について具体的な数値目標を設定させ、その向上に向けた取組を進める。取組のまとめとしての報告書や映像におさめた優れた授業は、すべての高校で共有し、普及する。

○ 高校・企業及び関係者による「連絡協議会」の開催（ウ関連）

中 期	平成16年度～ <ul style="list-style-type: none">・ 県教育局、ハローワーク及び県内企業との連絡・連携の強化・ 求人・求職の拡大に向け、県教育局職員による関係企業等への就職促進訪問の実施・ 求人・求職の拡大や就職に係る課題について協議するための懇談会の開催・ 「埼玉県高等学校就職問題検討会議」の開催
-----	--

前 期 ・ 県内経済団体（経営者協会等）と高等学校長協会進路指導部会などによる「埼玉県高等学校就職問題検討会議」の開催（平成11年度～）

6 部活動などの充実

【現状と課題】

部活動の教育的意義は、スポーツ・文化にふれる楽しさに加え、体力の向上を図るとともに、人間的な成長、友達づくりなど社会性を身に付ける上でも生徒、保護者、教員のいずれからも高く評価され、その価値が認められている。しかしながら、少子化に伴う生徒数の減少や顧問の高齢化、部活動に対する生徒の価値観の多様化や意識の変化などにより、運動部及び文化部の加入の状況は停滞傾向にある。

一人一人の個性や能力を生かす場である部活動を推進するためには、次の点が課題となっている。

- ・ 部員数の減少と顧問の高齢化等への対応
- ・ 顧問の実技指導力向上への支援
- ・ 生徒の個性の尊重と部活動の運営の在り方
- ・ 地域における教育力の活用の促進

【改善の方向】

(1) 生徒の個性や能力を生かす部活動の推進

生徒の心と体の発達、学年を超えた集団による人間的なふれあいや仲間づくり、授業を離れた教員とのふれあいの場として意義のある部活動を展開するため、一人一人の生徒の個性を十分生かした効果的で柔軟な運営を推進する。

ア 生徒の個性の尊重と柔軟な部活動の運営

社会の変化に伴う生徒の部活動に対する考え方を的確に捉えるとともに、極端な勝利中心的な考え方にに基づき行われる部活動の在り方を見直すなど、生徒の自主的な活動を促進するよう適切な部活動の運営を図る。

- ・ 生涯スポーツや生涯にわたる文化活動を目指した運営
- ・ 競技力の向上を目指した運営
- ・ 生涯スポーツ及び競技スポーツが共存した運営

また、各学校では、部活動のねらいを明確にし、学校の実態に応じて活動日数、活動時間、休養日を設定するとともに、学習時間の確保及び適切な入部の在り方等について十分に配慮する。

イ 実技指導力の向上

顧問の指導力が向上することにより、生徒の技能が高まるとともに相互の信頼感が強くなる。指導経験の浅い教員には、運動部活動指導者講習会に積極的に参加させるなどして、実技指導力の向上を図ることに努める。

○ 運動部活動指導資料の改訂・充実 (ア関連)

中 期	平成16年度～	・「運動部活動Q & A・Ⅱ」のホームページの内容の充実 ・「運動部活動Q & A・Ⅱ」の改訂及び各高等学校への配布
後 期	・「運動部活動Q & A・Ⅱ」の内容の検討及び改訂	

前 期 ・「運動部活動Q & A」を改訂し、各高等学校へ配布（平成12年度～）
・「運動部活動Q & A・Ⅱ」についてのホームページ開設（平成15年度）

○ 運動部活動指導者講習会の充実 (イ関連)

中 期	平成16年度～	・中学校・高等学校運動部活動指導者講習会の講習内容の充実及び参加者の増員
後 期	・中学校・高等学校運動部活動指導者講習会の充実	

前 期 ・中学校・高等学校運動部活動指導者講習会の開催（平成12年度～）

(2) 開かれた部活動などの推進

部活動を通して、地域・保護者からの学校に対する信頼や協力を得ることは、地域に開かれた学校づくりに資するものである。このため、埼玉県スポーツ振興計画「*23 彩の国スポーツプラン2010」等に基づき、学校外の指導者の活用を図るなど、開かれた部活動の推進に努める。

ア 地域指導者の活用や地域のクラブ活動との交流

多様な生徒のスポーツ・文化のニーズにこたえるため、各学校の実情に応じて、地域の専門的な外部指導者や国内外で活躍する本県関係競技者及び指導者を活用するなど、生徒・外部指導者と一体となった運営に努める。また、各学校の実態をとらえ、地域スポーツクラブとの連携を図り、運動部活動の適切な展開に向けて、生徒のニーズにこたえる環境づくりに努める。

イ 複数学校間の連携の推進

生徒数の減少などにより、1校だけでは部活動を運営し難い場合、スポーツを愛好したい生徒や文化的な活動をしたい生徒の願いにこたえるため、同じ地域の学校との合同部活動を推進する。その際、学校や指導者のねらい、運営の方法などを明確にし、学校や顧問の間で十分連携を図り、一人一人への配慮が行き届くようにする。また、合同チームによる大会への参加ができるよう、大会参加規定の弾力化を図るよう努める。

*23 彩の国スポーツプラン2010：すべての県民が、生涯にわたって、より活発にスポーツ活動に親しめるよう、長期的な展望に立った本県スポーツ振興の指針となる計画。期間は平成11年（1999年）から平成22年（2010年）までの12年間。

ウ スポーツ・文化活動の国際交流

国際化が進む今日、生徒がスポーツや文化活動を通して、日本の文化やスポーツはもとより世界の文化・スポーツに対する認識と理解を深める指導に努める。

また、部活動を「する」のみでなく「みる」、「ささえる」観点からもとらえ、国際的な競技会や文化交流会等に積極的な参加を促す指導に努める。

○ 運動部活動地域連携の推進 (ア関連)

中 期	平成16年度 平成16年度～	・彩の国スポーツアシスタント派遣事業の実施 ・運動部活動外部指導者活用事業の推進
後 期		・運動部活動外部指導者活用事業の推進

前 期 ・運動部活動地域連携促進事業の実施（平成11～13年度）
・高体連専門部顧問医制度についての検討及び導入（平成12年度～）
・彩の国スポーツアシスタント派遣事業の実施（平成14年度～）

○ 地域スポーツクラブとの連携の推進 (ア関連)

中 期	平成16年度～	・各市町村における ^{*24} 総合型地域スポーツクラブ設立の促進
後 期		・各市町村における総合型地域スポーツクラブの設立推進と運営の充実

前 期 ・ホッケー、スケート、相撲、体操の4種目でモデル事業の研究（平成12～13年度）
・合同部活動等を視野に入れた総合型地域スポーツクラブ設立の推進（平成13年度～）

*24 総合型地域スポーツクラブ：地域住民が主体となり、希望する種目と年齢や技術レベル、目的に応じた指導を受けることができるクラブ。

○ 合同部活動の推進 (イ関連)

中 期	平成16年度 平成16年度～	・*25 運動部活動地域連携実践事業の推進と実践発表(蕨市) ・実践研究の成果を踏まえた地域における合同部活動の推進
後 期		・実践研究の成果を踏まえ、各市町村における総合型地域スポーツクラブの運営及び合同部活動の推進

- 前 期
- ・柔道、剣道の2種目でモデル事業の研究(平成12～13年度)
 - ・学校間の連携による合同部活動の研究(平成13年度～)
 - ・運動部活動地域連携実践事業(蕨市)の実践研究(平成14年度～)

○ 各種大会参加規定の見直しの促進 (イ関連)

中 期	平成16年度～	・県大会における合同チーム大会参加(オープン参加・非公式戦トーナメント)の実施促進 ・支部大会における合同チームによる大会参加の実施促進
後 期		・県大会における合同チーム大会参加の実施促進 ・支部大会における合同チームによる大会参加の実施促進

- 前 期
- ・高体連において陸上競技(駅伝)、ラグビー、柔道で合同チーム大会参加の実施(オープン参加・非公式戦トーナメント)(平成12年度～)
 - ・支部大会における合同チーム大会参加の推進(平成12年度～)

*25 運動部活動地域連携実践事業：複数校合同による運動部活動や地域スポーツクラブ等との連携などについて実践的な取り組みを行う文部科学省の嘱託事業。本県では蕨市が実践地域に指定されている。

第3章 彩りゆたかな高校づくり — 県立高校の再編整備 —

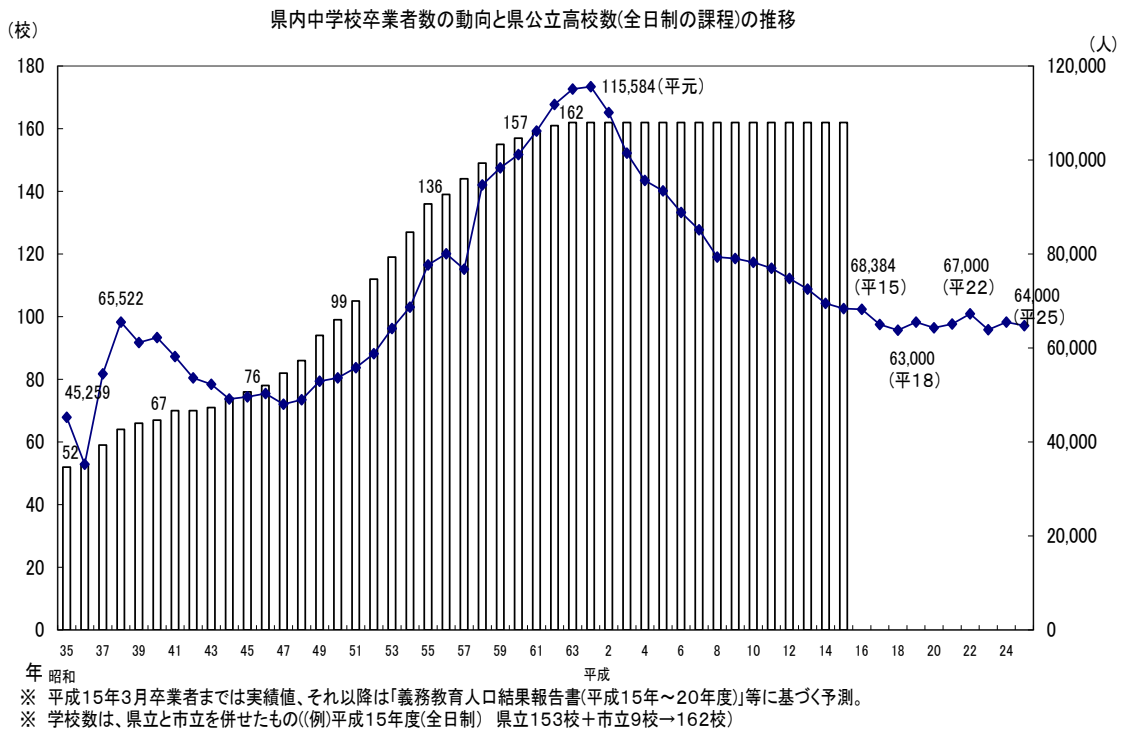
1 県内中学校卒業生数の動向と適正な学校規模

(1) 県内中学校卒業生数の動向

県内中学校卒業生数は、平成元年にピークを迎え115,584人であったが、その後、生徒数は急減し、平成15年3月には68,384人となった。

平成14年12月の「義務教育人口推計結果報告書(平成15～20年度)」などに基づくと、さらに減少して、ボトム期(平成18年3月)には、約63,000人になると推計され、平成元年3月と比べ、約55%の卒業生数となることを見込まれている。さらにこの結果報告書などに基づき、平成21年度以降の中学校卒業生数についても予測をすると、小さな幅での増加・減少を繰り返しながら推移し、平成25年3月には、約64,000人になると推計される。

首都圏に位置する本県の地理的条件などを考慮し、今後の生徒数の動向については慎重に見守る必要がある。



(2) 適正な学校規模

生徒数の減少に伴い、学校の小規模化が進むと、多様な教育課程の編成が困難になったり、学校行事などの特別活動や部活動の活力が低下するなど、学校運営上の課題が生ずることから、各学校が一層活力ある教育活動を進めるために、一定の生徒数を確保する必要がある。

適正な学校規模については、各学校が新しい学習指導要領に基づく教育課程の編成・実施や施設状況に応じた、適切な教室数の確保ができるよう、また、各学校が活力ある教育活動を進めることができるよう、配慮する。

学年当たりの適正な規模については、

・ 普通科（専門学科併置校を含む）	320人～240人（8学級～6学級）
・ 専門学科	240人（6学級）
・ 総合学科	320人～240人（8学級～6学級）

を標準とする。

2 今後の改革の方向

生徒数の減少に対応するとともに、新しい時代に対応した魅力ある県立高校づくりの観点から、各学校の活性化・特色化をめざし、再編整備を進める。

（各学校の活性化）

自らの個性を生かす生徒を育成するためには、変化の激しい社会に対応できる確かな学力を身に付けさせるとともに、多様で柔軟な教育課程を編成し、自己の興味・関心、進路希望等に応じた科目を選択できるようにすることが必要である。このため、各学校における教育活動の充実を図るとともに、学校の活力を維持する観点から、適正な学校規模を確保することにより、各学校の「活性化」を図る。

（各学校の特色化）

社会の変化や生徒の多様化に対応するためには、単位制のシステムの全体的拡大を図るなど、特色ある学校づくりを進め、生徒の多様な就学機会を確保することが必要である。さらに、総合学科など特色ある学科の適正配置を図るとともに、新しいタイプの学校づくりを進めていくなど、各学校の「特色化」を図る。

なお、中学校卒業者の公立と私立への進学者の割合については、*1 埼玉県公私立高等学校協議会（以下「公私協」という。）により、65対35としてきた。これまで、公私で協調して公教育をになってきた実績や近県の状況を踏まえながらも、県民のニーズにこたえるために、今後も公私協の場において協議を行い、適切に対応していく必要がある。

*1 埼玉県公私立高等学校協議会：埼玉県内の公私立高校の設置者及び関係者によって構成され、公私立高等学校教育の共通の諸課題について検討する協議会。

(1) 単位制のシステムの全体的拡大

単位制のシステムの「活用」や「導入」により、単位制のメリットを生かしながら、特色ある学校づくりを推進する。単位制のシステムの「活用」や「導入」は、高校教育の改革を進める有効な手段であり、それらの全体的拡大に積極的に努める。

※単位制のシステムの「活用」と「導入」について

単位制のシステムの「活用」とは、学校外での学習成果などの単位認定や、履修と修得の差を設けた弾力的な進級認定を図るなど、高校が単位制を併用しているという点を様々な場面で活用することである。

また、単位制のシステムの「導入」とは、いわゆる「単位制高校」を設置することである。単位制高校は、学年による教育課程の区分を設けず、学年の進級ではなく、卒業まで決められた単位を修得すれば卒業を認める高校である。

ア 単位制のシステムの活用による教育活動の改善・充実

履修と修得の単位数に差を設けることによる進級・卒業認定の弾力化、生徒の能力・適性、興味・関心、進路希望等に応じた多様な教科・科目を設定することによる選択幅の拡大、学校外における様々な学習成果の単位認定など、単位制のシステムを活用することにより、多様な生徒の実態に応じた教育活動の改善・充実を図る。

イ 単位制のシステムを導入した学校（全日制単位制高校）の設置の推進（後掲 p 55 参照）

○ 単位制のシステムの活用の拡大（ア関連）

中 期	平成16年度～ ・単位制のシステムの活用を積極的に推進
-----	-----------------------------

前 期 ・履修と修得の単位数に差を設ける学校数：29校（全日制）4校（定時制）
（平成15年度）

○ 学校外における様々な学習成果等の単位認定の積極的活用（前掲 p 18 柔軟な「学びのシステム」づくり 参照）（ア、イ関連）

(2) 生徒の実態に応じた柔軟なシステムの導入

ア *2 二学期制の導入の推進

二学期制の導入は、多様な選択科目の開設など単位制のシステムの活用を図るためだけでなく、授業時間を確保し、学校生活にゆとりをもたせ、あるいは帰国生徒の円滑な受け入れを進めるためにも、極めて有効である。今後とも、各学校が実情に応じて、二学期制の導入を進めるよう必要な指導・援助に努める。

イ 学級編制の弾力化

学習活動の充実と学力の向上を図るため、生徒の実態を考慮して特に必要がある場合、学級編制の弾力化を活用することは有効である。そこで、平成13年度から平成15年度まで実施した少人数指導展開実践研究を発展させ、各学校が工夫努力し少人数学級編制を申請する場合、認定する制度を平成16年度から実施する。

今後、少人数学級編制を活用した指導方法を一層工夫改善するとともに、学校をよりよくする計画や活動の成果等を積極的に公開し、学校改善に役立てる。

ウ 授業時間の弾力化の推進（前掲 p 17 参照）

○ 二学期制の導入の推進（ア関連）

中 期	平成16年度～ ・二学期制を導入した学校の成果を踏まえ、二学期制の導入のために必要な指導・援助
-----	--

前 期 ・ 18校（平成15年度）

○ 学級編制の弾力化（再掲）（イ関連）

中 期	平成16年度～ ・学習指導の充実や学力の向上を図るため、各学校の工夫努力に応じて少人数学級編制を認定 平成16年度：62校
-----	---

前 期 ・ 基礎学力の確実な定着を図るため、少人数指導展開実践研究協力校としての指定と研究
17校（平成13年度）
48校（平成14年度）
56校（平成15年度）

*2 二学期制：4月1日に始まり翌年3月31日に終わる学年を、前期（4月1日から9月30日まで）と後期（10月1日から3月31日まで）との2期に分けること。

(3) 普通科高校の特色化の推進

社会の変化を背景に、生徒の多様化がますます進んでいくと考えられる。このため、普通科高校においては、教育課程の編成・実施において工夫を図ったり、学科再編を進めたりすることにより、生徒に多様な学習活動を提供し、各学校の特色化を積極的に推進する。

ア 特定の分野に重点を置いた普通科高校づくり

普通科に入学を希望する生徒が、自己の興味・関心等に応じて学校を選ぶことができるよう、特定の分野に重点を置いた特色ある普通科高校づくりを進める。例えば、普通科の教科の中で、外国語を重視した教育課程を学校全体で編成することや、身近な資源・自然エネルギーを生かした環境教育を推進するなど学校自らの創意工夫により、学校の特色化を図ることなどが考えられる。

イ 多様な選択科目の開設や特色ある^{*3}類型設置の推進

多様な能力・適性、興味・関心、進路希望等をもつ生徒に対応し、各学校が生徒一人一人の能力・適性等を生かし、個性を伸長する教育活動を進めるため、多様な選択科目の開設を推進する。

また、学習効果をより一層高めていくために、学習計画に系統性・継続性をもたせる特色ある類型を数多く設置し、創意工夫を生かした教育活動を進める。

さらに、生徒が適切な各教科・科目や類型を選択し学校やホームルームでの生活によりよく適応するとともに、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育成することができるよう、ガイダンスの機能を充実する。

ウ 普通科における学科再編の推進

社会の変化や生徒・保護者の多様なニーズにこたえ、生徒の個性の伸長を図るため、県民のニーズの多様化に配慮しつつ、学科再編を引き続き推進する。

エ 普通科におけるコースの在り方の検討

普通科におけるコースについては、各学校の個性化や特色化を図り、教育活動の活性化に大きく貢献してきたが、普通科における多様化・弾力化が進展し、教育課程における選択幅が拡大したため、コースと普通科との違いが小さくなった。今後は、学校の実態に応じコースの在り方を検討し、必要に応じて普通科の類型などへの転換を図る。

^{*3} 類型：生徒の特性や進路希望に応じて、より学習効果を高めるため、ある規模の集団の生徒が共通に履修する各教科・科目をあらかじめ配列し、生徒の学習計画に系統性・持続性を持たせた教育課程編成上の形態で、人文類型、理数類型などの例がある。

○ 特定の分野に重点を置いた特色ある普通科高校づくりの推進 (ア関連)

中 期	平成16年度～ ・特定の分野に重点を置いた特色ある普通科高校づくりの推進
-----	---

- 前 期
- ・特定の分野に重点を置いた特色ある普通科高校づくりについて研究(平成12年度～)
 - ・普通科高校で、外国語教育等に重点を置くなど、特定の分野に重点を置く特色ある教育活動を展開(平成12年度～)

○ ^{*4} 県立高校特色化企画事業の実施 (ア関連)

中 期	平成16年度～平成17年度 ・各学校の創意工夫による特色ある教育活動を推進
-----	--

- 前 期
- ・4校で実施(平成15年度)

○ 多様な選択科目の開設や特色ある類型設置の推進 (イ関連)

中 期	平成16年度～ ・多様な選択科目の開設や特色ある類型の設置について推進 ・各教科・科目の適切な選択、学校生活への適応及び進路選択に資するようガイダンスの機能の充実
-----	---

- 前 期
- ・多様な選択科目として、職業科目や学校独自の学校設定科目を開設(平成12年度～)
 - ・福祉に関する類型など特色ある類型の設置(平成12年度～)

○ 普通科における学科再編の推進 (ウ関連)

中 期	平成16年度～ ・普通科における学科再編の推進
-----	----------------------------

- 前 期
- ・越生高校に美術科を設置(平成11年度)
 - ・小鹿野高校の普通科を改編し、総合学科を設置(平成15年度)

○ 普通科におけるコースの在り方の検討 (エ関連)

中 期	平成16年度～ ・各学校におけるコースの在り方の検討
-----	-------------------------------

- 前 期
- ・12校12コースで見直し(平成12年度)
 - ・2校2コースで見直し(平成13年度)
 - ・4校5コースで見直し(平成15年度)

*4 県立高校特色化企画事業：校長のリーダーシップの下、各学校自らの創意工夫による企画により特色ある県立高校づくりを進める事業。

(4) 専門高校の改善の推進

専門高校に学ぶ生徒たちが得意な分野で技術や技能を身に付けるとともに、望ましい職業観・勤労観を確立し、誇りをもって社会で活躍していけるよう、各学校の創意工夫を生かした特色ある教育を積極的に推進する。

また、産業構造や就業構造の変化など社会の変化や県民及び生徒・保護者のニーズ等を踏まえ、高度情報化に対応した特色ある専門高校を設置するなど、専門高校の特色化や充実を図る観点から再編整備を進める。

ア 専門性の基礎・基本の重視

産業界で必要とされる知識や技術・技能の高度化等を踏まえ、生涯学習の視点に立ち、将来のスペシャリストの基礎を培うという観点から、専門性の基礎・基本に重点を置くとともに、新たな産業の発展に伴い必要とされる基礎・基本も視野に入れながら、必要な施設・設備の整備や教育内容の改善を図る。

イ 社会の変化に適切に対応した教育の展開

国際化、情報化、科学技術の高度化などが急速に進展する中、情報活用能力や実践的な語学力の育成に努めるとともに、情報に関する学科の設置の検討など、社会の変化に対応した学科再編等を進め、教育内容の見直しを図る。

また、生徒・学校の実態に応じ、専門高校で身に付けた学習内容を深化させるために、大学進学等をより可能とするよう教育課程等の検討を進める。

さらに、時代に対応した経営感覚や起業家精神を身に付けさせるなど、学校自らの創意工夫による教育活動を推進する。

ウ 地域や産業界とのパートナーシップの確立

専門高校における教育の改善・充実を図るため、地域や産業界と連携した専門教育を展開する。特に、実践的な知識や技術・技能を身に付けさせるため、地域や産業界のスペシャリストを社会人講師として招いたり、生徒の就業体験（インターンシップ）への協力を依頼するなど、学校と地域や産業界との間に双方向の協力関係（パートナーシップ）を確立する。

さらに、地域や産業界と連携を深め、企業での実習と学校での学習を効果的に組み合わせ、新しい職業教育のシステムづくりを研究する。

エ 総合選択制の導入の推進とくくり募集の検討

複数の小学科を設置する専門高校においては、中学校段階で小学科での学習内容を十分理解した上で学科選択を行うことが難しい場合もあることから、学科の枠を超えた科目履修ができる総合選択制などの導入を進めるとともに、入学後に学科選択を行うくくり募集の実施を検討する。

○ 専門学科における学科再編の推進（イ関連）

中 期	平成16年度～ ・専門学科における学科再編を推進
-----	--------------------------

- 前 期
- ・児玉白楊高校に生物資源科を設置(平成11年度)
 - ・与野農工高校を、生物・環境系の専門高校として、いずみ高校に再編(平成11年度)
 - ・専門学科における学科再編を検討(平成12年度～)

○ 情報活用能力や実践的な語学力の育成 (イ関連)

中 期	平成16年度～	・各学校において、高度情報化や国際化に対応するための教育を推進
-----	---------	---------------------------------

前 期 ・各学校において、高度情報化や国際化に対応するための教育を実施(平成12年度～)

○ *5 技能審査の成果の単位認定 (イ関連)

中 期	平成16年度～	・各学校において、技能審査の成果の単位認定を推進 ・技能審査の成果の内容の見直しについて検討
-----	---------	---

前 期 ・各学校において、技能審査の成果の単位認定を実施
9校で実施(平成15年度)

○ 県立高校特色化企画事業の実施(前掲 p50 参照) (イ関連)

○ 社会人講師の積極的活用 (ウ関連)

中 期	平成16年度～	・「職業教育推進事業」により、社会人講師を活用した先端技術等の授業、先端機器を利用した実験実習の推進
-----	---------	--

前 期 ・「彩の国スペシャリスト育成事業」を実施し、スペシャリストを活用(平成12年度～平成14年度)
・「地域連携等職業教育支援事業」を実施し、スペシャリストを活用(平成15年度)

○ 就業体験(インターンシップ)の推進 (ウ関連)

中 期	平成16年度～	・「職業教育推進事業」におけるインターンシップの成果の普及 ・専門高校の全学科におけるインターンシップの導入
-----	---------	---

前 期 ・推進校5校で組織的推進体制の整備、教育課程上の位置付け等について研究(平成12年度～平成13年度)
・「インターンシップ」指導資料を刊行、普及(平成14年度)
・「高校生のインターンシップ推進事業」を実施(専門高校等の推進校27校)(平成15年度)

*5 技能審査の成果の単位認定：教科・科目の学習内容に対応する資格(例えば、実用英語能力検定や日本漢字能力検定などの文部科学大臣が認定した技能審査、簿記検定や危険物取扱者などの技能審査など)を取得した場合、それを自校の科目の履修とみなし、単位として認めるもの。

○ 総合選択制の導入の推進 (エ関連)

中 期	平成16年度～ 平成17年度	・各学校において、総合選択制の導入について検討 ・秩父地区総合技術高校(新校のタイプ)で、総合選択制を導入
-----	-------------------	--

- 前 期 ・いずみ高校において、総合選択制を導入(平成12年度)
・各学校において、総合選択制の導入について検討(平成12年度～)

○ くくり募集の実施の検討 (エ関連)

中 期	平成16年度～	・各学校において、くくり募集の実施について検討
-----	---------	-------------------------

- 前 期 ・いずみ高校でくくり募集を実施(平成11年度)
・各学校において、くくり募集の実施について検討(平成13年度～)
・皆野高校でくくり募集を実施(平成14年度)

(5) 定時制・通信制教育の改善の推進

定時制・通信制課程においては、働きながら学ぶ生徒が減少する中、様々な学習歴や社会経験をもつ生徒が増え、定時制・通信制の生徒の多様化が進んでいるところから、今後の定時制・通信制教育については、パレットスクール（後掲 p 55 参照）を設置し、定時制・通信制教育の充実を図るとともに、以下の基本的な考え方にに基づき、定時制・通信制教育について改善を図っていく。

- ・ 様々な学習ニーズにこたえるため、多様で弾力的な履修形態による高校教育の機会を提供する。
- ・ 働きながら学ぼうとする青少年に高校教育の機会を提供する。

履修形態の多様化・弾力化

- ア 生徒の多様な学習ニーズにこたえるため、単位制のシステムの活用や導入を推進する。
- イ 授業時間を確保するとともに、学期ごとの単位認定など弾力的な履修形態を図るため、二学期制の導入を推進する。
- ウ 学習機会を拡大する観点から、定・通併修（定時制の課程と通信制の課程の併修）、定・定併修（定時制の課程相互の併修）など履修形態の多様化を推進する。
- エ 学習機会を拡大する観点から、大宮中央高校における秋季の入学制度について研究する。
- オ 大学入学資格検定合格科目の単位認定、技能審査の成果の単位認定及び^{*6} 実務代替の単位認定などを推進する。

○ 単位制のシステムの活用や導入の推進（ア関連）

中 期	平成16年度～ 平成17年度	・ 単位制のシステムの活用や導入を推進 ・ 南部地区パレットスクール（新校のタイプ）で導入
-----	-------------------	--

前 期 ・ 川越工業高校（定）、川口工業高校（定）、大宮工業高校（定）で導入（平成12年度）
・ 各学校で、単位制のシステムの活用や導入について検討（平成12年度～）

○ 二学期制の導入の推進（イ関連）

中 期	平成16年度～	・ 二学期制を導入した学校の成果を踏まえ、二学期制の導入のための必要な指導・援助 ・ 各学校に、弾力的な履修形態の研究を促し、二学期制の導入を推進
-----	---------	--

前 期 ・ 大宮工業高校（定）で導入（平成12年度）

○ 秋季入学制度の検討（前掲 p 35 参照）（エ関連）

○ 学校外における様々な学習成果等の単位認定の積極的活用（前掲 p 18 柔軟な「学びのシステム」づくり 参照）（オ関連）

^{*6} 実務代替：定時制・通信制の課程で、働きながら学ぶ生徒を対象に、その仕事が、学校の教科・科目の一部を履修した場合と同様な成果があると認められる場合、教科・科目の履修の一部として認める制度。

3 特色ある学校の設置

社会の変化や生徒の多様化に対応するためには、生徒の多様な就学機会を確保することが必要である。そのため、特色ある学科の適正配置を図るとともに、特色ある学校の設置を進める。

(1) 全日制単位制高校の設置

単位制のシステムを導入することにより、多様な教科・科目を設定し少人数での授業展開がより可能となることや、また、大学等での授業、地域社会での体験学習、ボランティア活動といった様々な学習活動の成果の単位認定も容易に取り入れられる。

今後も、単位制のもつメリットを高校教育に最大限に生かすため、全日制単位制高校の設置を積極的に推進する。(前掲 p 47 参照)

(2) 総合学科高校の設置

総合学科は、普通科目と専門科目にわたる幅広い選択科目の中から、将来の進路を考え自分で科目を選択し学ぶ学科で、自ら課題を見つけ、自ら解決を図る学習を重視している。また、「自分で志を立てさせ、それを励ます」ことが高校教育において重要であることから、総合学科は極めて教育的意義が高い。

今後も既設校の改編や統合により、地域バランスに配慮しながら、総合学科高校の設置を積極的に推進する。

(3) 新しい発想の定時制・通信制高校（通称：パレットスクール）の設置

学ぶ意欲と熱意をもつ者がいつでもどこでも学べる、昼夜開講の単位制による新しい発想の定時制・通信制高校（通称：パレットスクール）を、東西南北の地域バランスに配慮して、地域の中核となる、交通の利便性のよい場所に設置を推進する。あわせて、生徒の履修上の便宜を図るため、定・通併修等の拡大を図る観点から、原則として通信制の課程を併置する。

(4) 中高一貫教育校の設置

中高一貫教育制度は、学校制度の複線化を図り、生徒や保護者の学校選択の幅を拡大するとともに、6年間を通じて、ゆとりの中で生徒の個性をより重視した教育を推進するため、平成11年度から導入された。

中高一貫教育校の設置については、地域バランスに配慮しながら、適正配置に努める。

なお、*7 併設型の中高一貫教育校については、伊奈学園総合高校の効果や成果を十分検証する。

*7 併設型：同じ設置者による中学校と高校の併設による中高一貫教育校。中高一貫教育校には、その他に、中学校と高校に分けずに、6年制により展開する中等教育学校、設置者の異なる中学校と高校が連携する連携型がある。

(5) 大学進学実績の向上をめざす高校の指定

県立高校の活性化と、県民の期待に応え、信頼される学校づくりを推進する観点から、現役進学率等について具体的な数値目標を設定し、その向上に向けた取組を進め、大学進学実績の向上をめざす進学指導推進校の指定について検討する。

(前掲 P 3 9 参照)

(6) 学び直しなどを通し生徒の可能性を伸ばす高校（通称：ステップアップスクール）の指定

基礎的・基本的な学習内容の学び直しや体験的な学習活動などを通し、成就感、達成感を実感させ、生徒のこれまでに生かすことのできなかつた可能性を伸ばしていく高校の指定について検討する。

(7) 情報に関する学科をもつ専門高校の設置

近年の高度情報通信社会の進展と産業の複合化など社会の変化に柔軟に対応するため、情報に関する学科を中心とした複数の専門学科を有する専門高校の設置について検討する。

(8) 福祉に関する学科（*8 系列）、環境に関する学科（系列）の設置

福祉に関する基礎的・基本的な知識と技術を総合的・体験的に習得させるとともに、福祉の増進に寄与するため、福祉に関する学科（系列）を設置する。

また、環境保全・創造などの分野で広く活躍する人材を育成するため、環境に関する学科（系列）を設置する。

福祉、環境に関する学科（系列）については、生徒のニーズ等を勘案し、適正配置に努める。

*8 系列：総合学科において開設される多様な選択科目を、まとまりのある学習を可能にするため、系統性や専門性などに関連のある科目によって構成した総合選択科目群。

《目標年度における特色ある学校の設置校数》

	平成12年度	平成15年度	平成25年度	東	西	南	北
全日制単位制高校	3校	5校 ・浦和北高校（平成8年度） ・浦和高校、芸術総合高校（平成12年度） ・越ヶ谷高校、坂戸西高校（平成15年度）	20校程度	6	7	4	3
総合学科高校	3校	6校（2校） ・久喜北陽高校（平成7年度） ・川越総合高校（平成8年度） ・行田進修館高校（平成10年度） ・小鹿野高校（平成15年度） ・比企地区総合学科高校 南部地区パレットスクール（平成17年度開校予定）	15校程度	5	5	2	3
新しい発想の定時制・通信制高校（通称パレットスクール）	0校	1校（1校） ・南部地区パレットスクール（平成17年度開校予定）	4校程度	1	1	1	1
中高一貫教育校	0校	2校 ・小鹿野高校（連携型 平成15年度） ・伊奈学園総合高校（併設型 平成15年度）	6校程度	1	1	1	1
				他に2			

看護に関する5年一貫教育の実施校	0校	1校 ・常盤女子高校（平成14年度） （平成15年度常盤高校と校名変更）	1校
大学進学実績の向上をめざす高校	0校	10校程度 （平成16年度指定予定）	—
学び直しなどを通生徒の可能性を伸ばす高校（通称ステップアップスクール）	0校	0校	今後検討
情報に関する学科をもつ専門高校	0校	0校	今後検討
福祉に関する学科（系列）	1校	4校（2校） ・不動岡誠和高校（平成3年度） ・小鹿野高校（平成15年度） ・比企地区総合学科高校 南部地区パレットスクール（平成17年度開校予定）	—
環境に関する学科（系列）	4校	6校（1校） ・児玉白楊高校（平成4年度） ・久喜工業高校（平成7年度） ・川越総合高校（平成8年度） ・いずみ高校（平成11年度） ・小鹿野高校（平成15年度） ・比企地区総合学科高校（平成17年度開校予定）	—

※（ ）内の校数は、平成17年度開校予定の学校数で内数。

4 再編整備の方針

下記の方針に基づいて、再編整備を進めていく。なお、再編整備を進めるに当たっては、市立高校の状況も考慮する。

《全日制の課程における再編整備の方針》

全日制の課程における再編整備の方針	
1 再編整備の基本的な考え方	<p>各学校が活力に満ちた教育活動を展開するため、適正な学校規模を確保し、各学校の「活性化」を推進する。</p> <p>また、社会の変化や生徒の多様化に対応するため、特色ある学校を適正に配置するなど、彩りゆたかな学校づくりを進め、各学校の「特色化」を推進する。</p> <p>このため、学校の配置状況や生徒数の動向などを踏まえ、既設校の発展的統合や改編などにより、新しい時代に対応した魅力ある県立高校づくりを進めることとする。</p>
2 再編整備を検討する条件	<p>(1) 生徒募集が困難な状況であり、かつ、将来もその傾向が続くと見込まれ、活力ある効果的な教育が行えるように改善する必要があること</p> <p>(2) 近隣に同様の教育内容をもつ学校・学科が存在し、活性化・特色化を図る必要があること</p> <p>(3) 敷地・施設状況を改善する上で制約があるなどの理由から、より望ましい教育環境を整備する必要があること</p> <p>(4) 総合学科など特色ある学校について、入学を希望する生徒がどの地域からでも通学できるよう、全県的な視野からの適正配置が必要であること</p> <p>(5) 社会の変化に対応した新たな学科を設置することにより、特色化を図る必要があること</p> <p>(6) その他、より一層県民の期待にこたえることができると考えられること</p>

《目標年度における全日制の課程の学校数》

平成11年度	平成17年度（予定）	平成25年度 適正学校数
153校	148校	133～138校程度

《定時制の課程における再編整備の方針》

定時制の課程における再編整備の方針

- 1 東西南北の地域バランスに配慮して、各地域の定時制・通信制教育の核となる昼夜開講の定時制・通信制独立校（パレットスクール（新しい発想の定時制・通信制高校））を設置し、周辺の夜間定時制の課程の統合等を含めた再編整備を行う。
- 2 近隣に複数ある定時制の課程については、入学率、在籍率等に留意して、統合等を含めた再編整備を図る。
- 3 入学率、在籍率がともに低く、かつ、将来もその傾向が続くと見込まれる定時制の課程については、募集停止等を含めた再編整備を図る。

《目標年度における定時制の課程の学校数》

	平成11年度	平成17年度（予定）	→ 平成25年度
定時制独立校	2校	3校 （1校はパレットスクール）	6校程度 （4校程度はパレットスクール）
全定併置校	33校	31校	13校程度

第4章 信頼にこたえる開かれた学校づくり —教育諸条件の整備—

1 学校の管理・運営

【現状と課題】

保護者や地域住民の信頼にこたえとともに、生徒の実態に応じた教育を推進するため、地域に開かれた学校づくりが強く求められている。これまで、中学校との連携や家庭・地域との交流を積極的に図ってきたところであるが、今後一層、開かれた学校づくりを進めるためには、各高校が教育活動に対する説明責任を果たすとともに、地域のもつ豊かな教育力を学校運営に生かしていくことが重要である。

また、校長の教育方針のもとで、学校運営が円滑かつ機動的に行われるために、より校長がリーダーシップを発揮しやすい環境づくりに努めるとともに、校内組織の見直しなどを図り、学校経営の改善を進める。

【改善の方向】

(1) 開かれた学校づくりの推進

保護者や地域住民の信頼にこたえる開かれた学校づくりを進めるため、学校の教育方針を明らかにするとともに、学校運営に幅広く意見を求める制度や学校を評価するシステムの導入、授業公開の実施、地域の人材活用などを推進し、学校と家庭、地域との一層の交流・連携を図る。

ア 学校評議員制度の導入

開かれた学校づくりを推進する観点から、校長が学校運営に関し、保護者や地域住民等から幅広く意見を聴く学校評議員制度を全校に導入する。

イ *1 学校自己評価システムの導入

学校の教育活動を充実するとともに組織を活性化し、学校全体の教育力を高め、保護者や県民等の信頼と期待にこたえる学校づくりを進めるため、学校自己評価システムの導入を推進する。

ウ 社会人特別講師及び地域の人材活用等の充実

幅広い学校教育を進めるため、社会人講師制度やスペシャリストに学ぶ事業を拡充するなど、地域の人材活用を図る。

また、「総合的な学習の時間」や各教科における学習の支援等に地域の教育力を生かすとともに、学校が地域の一人一人から目を向けられ、地域全体で支援を受けられるよう、NPO活動者等を含めた県立学校支援ボランティアバンクの活用を図る。

*1 学校自己評価システム：学校としてのミッション（存在意義・使命・目指す学校像）や課題を明確にし、「学校年間教育計画の策定（PLAN）」「教育活動の実践（DO）」「教育活動の評価（CHECK）」「評価結果に基づく改善・更新（ACTION）」という一連のマネジメントサイクルによって、学校の教育活動について、保護者や地域の人々等からの評価及び意見を踏まえ、学校が自ら点検及び評価を行い、その結果を公表することにより、学校としての説明責任を果たすとともに、学校の教育力の向上を図っていくシステム。

エ 授業公開の推進

地域に開かれた学校づくりを進めるには、広く学校を地域に公開し、保護者はもとより地域住民に対し、学校の教育活動への理解を広げる必要がある。

教育活動の中心である授業の公開は、学校への理解を得る上で大きな役割を果たすことを踏まえて、「彩の国教育の日（週間）」を中心に、授業公開への取組をより一層推進する。

オ 中学生・保護者を対象とした学校説明会・体験入学等の充実

中学生が高校の教育活動への理解を深め、適切に進路選択ができるよう、中学校と連携して、各学校の学校説明会の充実や体験入学を推進する。また、保護者や地域の住民、中学校教職員及び中学生等に、積極的・継続的に授業公開を推進する。

カ 情報提供の推進

地域に信頼される開かれた学校づくりを進めるとともに、中学生・保護者の適切な進路選択に資するよう、常に学校の教育活動を広く周知していくことが求められる。

各学校でホームページを整備、充実させるとともに、公共施設などに学校新聞等を配布、掲示するなど、地域への情報提供を推進する。

○ 学校評議員制度の導入（ア関連）

中 期	平成16年度～ ・平成18年度までに全校で実施
-----	-------------------------

前 期 ・県立高校39校で実施（平成15年度）

○ 学校自己評価システムの導入（イ関連）

中 期	平成16年度～ ・学校自己評価システム研究推進校における研究実践を踏まえて、実施校を拡大
-----	--

前 期 ・学校自己評価システム研究推進校(7校)に研究実践を委嘱（平成15年度）

○ 社会人特別講師及び地域の人材活用等の充実（ウ関連）

中 期	平成16年度～ ・県立学校支援ボランティアバンクを活用 ・社会人講師の採用を継続し、地域の人材を活用し、総合的な学習の時間や学校行事などでの活用を推進
-----	--

前 期 ・約140名の社会人講師を採用（平成15年度）
・延べ122名の民間人のスペシャリスト等により、機械、情報、調理等の実技指導を授業で実施（平成15年度）

○ 授業公開の推進 (エ関連)

中 期	平成16年度～ ・「彩の国教育の日(週間)」の取組として、全校で授業公開を実施
-----	--

前 期 ・ 授業公開 118校実施 (平成15年度)

○ 学校説明会・体験入学等の充実 (オ関連)

中 期	平成16年度～ ・学校説明会・体験入学実施校の拡大 ・学校説明会・体験入学等における情報提供の充実
-----	---

前 期 ・ 学校説明会 150校実施 (平成15年度)
・ 体験入学 101校実施 (平成15年度)

○ 情報提供の推進 (カ関連)

中 期	平成16年度～ ・教育方針や教育活動の積極的な紹介、入試情報の提供などを行うよう、各校のホームページを整備、充実 ・公共機関に学校新聞を配布、掲示するなど、地域への情報提供を推進
-----	---

前 期 ・ 全校でホームページを開設 (平成15年度)

(2) 校長のリーダーシップの確立

学校運営が、校長の教育方針のもとに組織的、機動的に行われるためには、すべての教職員がその職務と責任を十分に自覚し、一致協力して校務に携わることが必要である。このため、校長が教育方針を明示することや、マネジメント能力などこれからの管理職に求められる資質・能力を高めるとともに、適切な校長の在任期間を確保しつつ、自己申告制度や教職員人事応募制度の拡大により、校長のリーダーシップの確立を図る。

ア 校長の教育方針の明示

校長が自らの教育方針を明確にし、教職員、生徒、保護者、地域に周知し、校長のリーダーシップのもと、学校運営が組織的、機動的に行われるよう努める。

イ 管理職等研修の充実・改善

校長としての資質・能力を高めるため、現在実施している新任校長研修の一層の

充実・改善を図るとともに、管理職等研修を総合的に見直し、当該研修全体の体系化を図る。

ウ 自己申告制度の充実・拡大

校長自らの学校経営方針や教育目標を明確に示し、教職員の共通理解の下で、その達成に向けて取り組む「自己申告制度」を充実し、教職員に拡大する。

エ 教員人事応募制度の拡大

校長が自らの学校をより良くする計画を公開して、教員を募集し、これに応募した教員の中から、校長が必要とする人材を優先的に当該校に配置する制度を平成15年度に試行的に導入した。

この制度を本格実施し、拡大することにより、人事異動についての校長権限の強化を図る。

○ 管理職等研修の充実・改善 (イ関連)

中 期	平成16年度～	・管理職等の研修を総合的に見直し、全体の体系化を図る ・3年次校長研修を実施する
-----	---------	---

前 期 ・新任校長研修及び新任教頭研修にマネジメント研修を導入（平成15年度）
・「リーダーのためのチャレンジ体験研修」（32名参加）を実施（平成15年度）

○ 自己申告制度の充実・拡大 (ウ関連)

中 期	平成16年度～	・「新たな教職員評価システムに関する検討委員会」の報告を踏まえ、自己申告制度を充実し、教職員に拡大する
-----	---------	---

前 期 ・校長及び教頭に自己申告制度を導入（平成14年度）

○ 教職員人事応募制度の拡大 (エ関連)

中 期	平成16年度～	・教員人事応募制度の拡大
-----	---------	--------------

前 期 ・25校を教員人事応募制度の募集校として決定し、試行的に制度を導入（平成15年度）

(3) 学校経営改革の推進

学校の活性化を図り、特色ある教育活動を推進するためには、校長の教育方針の下に学校運営がより円滑かつ機動的に行われる必要がある。

このため、校長を中心として、教職員が一致協力して学校運営に当たれるよう、組織やその運営の在り方等について、見直しを図る必要がある。また、今後の学校経営は一層広範で多様なものとなることが予想されることから、学校のマネジメントを強化するため、校長や教頭などの職務や権限の在り方などについて検討する。

ア 学校運営組織の見直し

校長の職務の円滑な執行を補助する機関として職員会議を位置付けたことに伴い、組織的、機動的な学校運営を行うため、主任の役割の明確化など校内組織の見直しを進める。

イ 教頭の複数配置の推進等

円滑な学校運営を推進するため、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律に基づき、教頭の複数配置を推進する。

なお、校長を補佐する教頭、事務長の研修を充実・改善し、管理職として必要な資質・能力の向上を図る。

ウ 民間人の校長への登用の推進

総合的な経営能力を有する人材を確保する観点から、2校に民間人を登用した。民間人校長の力量がより一層発揮できるよう受入体制を整えながら、今後の登用について検討する。

○ 学校運営組織の見直し (ア関連)

中 期	平成16年度～	・校長の職務の円滑な執行を補助し、組織的・機動的な学校運営を行うための校内組織の見直し ・主任制を生かした学校運営の推進 ・管理職候補者の役割の明確化
-----	---------	---

前 期 ・「埼玉県高等学校管理規則」の改正により、校長の職務の円滑な執行を補助する機関として、職員会議の位置付けを明確化（平成12年度）
・管理職候補者の在り方について検討（平成15年度～）

○ 教頭複数配置の推進 (イ関連)

中 期	平成16年度～	・公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律に基づき、大規模校や複数の大学科を有する高校に、複数の教頭を配置
-----	---------	---

前 期 ・30校に配置（平成15年度）

○ 民間人の校長への登用の推進 (ウ関連)

中 期	平成16年度～	・受入体制を整えながら普通科高校等を含め、今後の登用について検討を進める
-----	---------	--------------------------------------

前 期 ・芸術総合高等学校長（平成13年度）
・越谷総合技術高等学校長（平成14年度）

2 教職員の採用・配置等の改善

【現状と課題】

県立高校の教員の採用数については、平成6年度以降100名前後で推移しているが、将来的には採用数の増加が予想される。こうした状況のもとで、多様な教育課題に対応するためには、優秀な人材の確保が不可欠であり、人物重視の選考を研究し、推進する必要がある。さらに、年齢構成の不均衡を解消するための方策についても研究を進める必要がある。

教職員の配置については、今後、時代の変化に即しながら、さらに学校を活性化し、特色ある教育活動を推進するため、人材育成にも配慮した適材適所の人事異動を一層推進する必要がある。

教職員の人事管理については、新しい時代に対応できるシステムが求められており、目標による管理の手法を取り入れた自己申告制度を校長、教頭に導入した。今後、教職員一人ひとりがその資質能力を各人のライフステージ上で向上させられるような適正な人事管理を推進する必要がある。

教職員の勤務環境の整備については、健康診断及びその事後指導を充実し、病気の早期発見と生活習慣病の予防に努める必要がある。また、精神疾患による休職者数が増加傾向にあることを踏まえ、心の健康づくりを進めるため、メンタルヘルス対策をより一層推進することが重要である。

【改善の方向】

(1) 教員採用の改善

ア 優秀な人材確保に向けた方策の研究・実施

将来の採用数の増加を踏まえ、採用スケジュールの早期化や県外説明会の実施など、優秀な人材を確保するための方策について研究し、速やかに実施する。さらに、採用数の各年度ごとの平準化にも配慮しながら、年齢構成の不均衡を解消する方策について研究する。

イ 人物重視の選考を目指した試験内容の改善

知識の量を重視するのではなく、豊かな人間性や多様な経験をもつ人材を確保するため、面接を重視した選考を行ってきたが、今後とも人物を重視する方向へ改善を進める。その際、選考試験の在り方を研究し、受験者の試験準備が単なる知識の詰め込みではなく、幅広い人間性の涵養や人格的な向上に資するものとなるよう、試験内容について工夫する。

○ 優秀な人材確保に向けた方策の研究・実施 (ア関連)

中 期	平成16年度～	・優秀な人材を確保するための方策の研究・実施 ・教職員の年齢構成の不均衡を解消する方策の研究
-----	---------	---

前 期 ・英語、情報処理に係る有資格者特別選考試験を導入（平成12年度）

○ 人物重視の選考を目指した試験内容の改善 (イ関連)

中 期	平成16年度～ ・人物重視の選考を目指した試験内容の一層の改善
-----	---------------------------------

- 前 期 ・面接委員へ民間の有識者の導入 (平成11年度)
 ・第1次試験に集団面接を導入 (平成14年度)
 ・第2次試験の集団討論に受験生の相互評価を導入 (平成14年度)
 ・第1次試験「専門教科」廃止、「総合読解」を導入 (平成15年度)

(2) 時代の変化に対応した人事異動の推進

学校の活力を高めるとともに、教職員の意欲の向上や人材育成を図るため、教員人事応募制度や中学校や私立高校との人事交流など、時代の変化に対応した適材適所の人事異動を推進する必要がある。

ア 適材適所の人事異動等の推進

教職員の意欲を高め、人材育成を図るため「*2 経験人事」や教員人事応募制度を推進する。

イ 中学校・高校間の管理職を含めた教員の人事交流

中学校と高校の連携を強化し、学習指導、生徒指導及び進路指導体制の充実を図るとともに、教員の視野を広め資質の向上を目指し、管理職の人事交流を推進するとともに、教員の人事交流についても検討する。

ウ 私立高校との教員の人事交流

教員の意識改革を進めるとともに、県立高校及び私立高校が互いに切磋琢磨して教育の質の向上を図るため、人事交流を行う。

○ 適材適所の人事異動等の推進 (ア関連)

中 期	平成16年度～ ・教員人事応募制度の拡大 ・校長の人事に関する意見をより尊重することなどにより、適材適所、人材育成の人事異動を推進
-----	--

- 前 期 ・人材育成の観点から「経験人事」を推進 (平成12年度)
 ・教員人事応募制度を試行的に導入 (平成15年度)

*2 経験人事：多様な経験を積み、視野を広め資質の向上を図るため、原則として、採用以来同一校に勤務する者は同校在職5年以内に、採用後2校目の学校に勤務する者は同校在職7年以内に、それぞれ異動を行うこととする人事異動の方針。

○ 管理職を含めた教員の中学校・高校間の人事交流の推進（イ関連）

中 期	平成16年度～ ・引き続き管理職の人事交流を実施 ・教員の人事交流について検討
-----	---

前 期 ・ 4校で中・高管理職（教頭）の人事交流を実施（平成15年度）

○ 私立高校との教員の人事交流の充実（ウ関連）

中 期	平成16年度～ ・私立高校との教員の人事交流の充実
-----	------------------------------

前 期 ・ 私立高校2校と県立高校2校との間で試行的に実施（平成15年度）

（3）人事管理の改善

新しい時代に対応できる教職員の資質・能力の向上に努めるとともに、適正な人事管理の在り方について研究する。

学校の活性化を図り、教育効果を高めるには、生徒の教育に直接携わる教職員の指導力に負うところが極めて大きいことから、教職員の資質・能力を向上させ、能力や実績を適正に評価する新たな教職員評価システムを検討、実施するとともに、優秀な教員を表彰する制度の活用により、教員のやる気を引き出すことも重要である。

また、指導力不足教員の制度については、指導力不足教員を認定する判断基準や、研修の在り方の見直しを行い、厳格な運用に努めていく。

○ 新しい人事評価制度の検討・確立

中 期	平成16年度～ ・自己申告制度の教職員への拡大及び新しい人事評価制度の検討継続
	平成17年度～ ・新しい人事評価制度を管理職に試行
	平成18年度～ ・新しい人事評価制度を実施

前 期 ・ 校長及び教頭に自己申告制度を実施（平成14年度）
・「新たな教職員評価システムに関する検討委員会」を設置（平成15年度）

○ 優秀な教員の表彰制度の定着

中 期	平成16年度～ ・優秀な教員の表彰制度の適切な運用及び定着
-----	----------------------------------

前 期 ・ 「優秀な教員の表彰要綱」を策定・実施、表彰者2名（平成15年度）

○ 指導力不足教員に対応する制度の厳格な運用

中 期	平成16年度～ ・制度の見直しと厳格な運用 ・個人の実態にあった研修の実施
-----	---

- 前 期 ・「新しい教員人事管理の在り方に関する懇話会」報告書、「学校教育システム改革推進会議」報告書の公表及び研修プログラムの開発（平成12年度）
・研修の実施（平成14年度）

(4) 教職員の勤務環境の改善

教職員の健康を保持増進するため、病気の早期発見と生活習慣病の予防に努めるとともに、心の健康づくりに向けて、メンタルヘルス対策の充実を図ることが大切である。

ア 定期健康診断等の充実及び健康管理医の積極活用

定期健康診断の充実を図るとともに、健康診断の事後指導や健康相談に健康管理医を積極的に活用する。

イ メンタルヘルス対策の充実

教職員がいつでも、身近な場所で相談が受けられるよう、こころの健康相談体制の充実を図る。また、教育現場におけるメンタルヘルス対策を推進する。

ウ 衛生委員会等の活動促進

教職員の安全と健康を確保するために、各校(職員数50人以上の学校)に設置されている衛生委員会の活動促進を図る。併せて、衛生管理者・衛生推進者の効果的な活動を促進する。

○ 定期健康診断等の充実及び健康管理医の積極活用 (ア関連)

中 期	平成16年度～ ・生活習慣病が増加する傾向にあることを踏まえ、健康診断を適正に実施し、事後指導の充実を図る ・健康管理医の積極活用、健康相談及び健康教育の充実
-----	---

- 前 期 ・健康管理医の配置(職員数50人以上の学校)(平成11年度)
・夏季休業期間中に定期健康診断及び胃検診を実施(希望者のみ)(平成13年度)
・定期健康診断の血液検査の実施対象者を拡大(平成15年度)

○ **メンタルヘルス対策の充実**（イ関連）

中 期	平成16年度～	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員こころの健康相談の積極的活用について広く周知する ・メンタルヘルス研修会の在り方について検討を進める
-----	---------	---

- 前 期
- ・教職員こころの悩みに適切に対処するため、県内3箇所では精神科医による健康相談（教職員こころの健康相談）を実施
 - ・新任校長を対象として、メンタルヘルス研修会を実施（平成12年度）
 - ・メンタルヘルス研修会の対象者を教頭まで拡大（平成15年度）

○ **労働安全衛生管理体制の充実**（ウ関連）

中 期	平成16年度～	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員50人以上の学校に、男女別休養室を順次整備する ・衛生管理者、衛生推進者の効果的な活動を促進するとともに、衛生委員会の活性化を図り、勤務環境の改善を推進する
-----	---------	---

- 前 期
- ・学校規模に応じて衛生管理者・衛生推進者の選任及び健康管理医の配置などにより、学校の安全衛生管理体制の整備（平成11年度）
 - ・男女別休養室の整備開始（平成15年度現在48校整備）

3 教職員研修の充実

【現状と課題】

教職員の研修については、これまで初任者研修、5年次教員研修、10年経験者研修など経験年数に応じた研修をはじめ、社会的視野を広げるための民間企業等派遣研修(異業種での体験的研修)、希望研修など様々な研修を実施してきた。

今後、多様化する生徒への対応やいじめ、不登校、中途退学者の問題等、教育の諸課題に積極的に対応する必要があるため、教職員の一層の資質・能力の向上や意識改革を図るため、研修の体系的整備等を進めるとともに、自主研修をサポートする環境の整備に努める必要がある。

【改善の方向】

(1) 経験年数に応じた研修等の整備

すべての教職員に共通に求められる社会性や倫理観をはじめとする、基礎的・基本的な資質・能力を確保するとともに、教職員一人一人のライフステージに応じて、各自の得意分野づくりや個性の伸長を積極的に進め、教職員としての指導力向上を目指す。また、教職員の意識改革を図るために系統的な研修体系等の整備を進めるとともに、電算システムの中で研修履歴を取り扱う。

ア 20年次研修等の検討、実施

経験年数に応じた研修について、その内容の改善・充実を図るとともに、20年次研修等、10年経験者研修終了後の研修について、検討、実施するとともに研修体系の整備を図る。

イ 選択制の拡充

経験年数に応じた一律の研修だけではなく、各教員の得意分野づくりや個性の伸長を積極的に進め、資質の向上を一層図るため、教科のスキルアップセミナーやマルチメディア教材作成研修など内容・課題等に幅を持たせた主体的に選択できる研修の拡充を図る。

ウ 希望研修等の充実

子どもたちの感性をはぐくむ指導技術を身に付けるために、集団活動(平成15年度開講数3講座)、食農教育(同4講座)、読書活動(同9講座)、プレゼンテーション(同4講座)の4つに重点をおいた研修(4つの重点研修)を充実させる。

また、経験年数に応じた研修の補完的、発展的な研修や教職員のニーズに合った研修など、希望研修等の充実や教職員の自由意志による研修機会の整備を図るとともに、ネットワークを利用した^{*3} e-ラーニングなど遠隔研修システムによる研修プログラムの活用を推進する。

*3 e-ラーニング：通信ネットワークなど、ITを利用した教育研修システムのこと。集合研修に対して、時間や場所を問わないため、柔軟で安価な研修が可能。

○ 20年次研修等の検討、実施 (ア関連)

中 期	平成16年度～ ・ 20年次研修等について検討 平成18年度～ ・ 20年次研修等について実施
-----	--

- 前 期 ・「埼玉県教員研修整備検討委員会」及び「教員研修の在り方に関する懇話会」を実施（平成13年度）
・ 10年経験者研修の実施（平成15年度）

○ 選択制の拡充 (イ関連)

中 期	平成16年度～ ・ 年次研修等における選択制研修の拡大及び内容の充実
-----	------------------------------------

- 前 期 ・ 10年経験者研修において選択的な研修を実施（平成15年度）

○ 希望研修等の充実 (ウ関連)

中 期	平成16年度～ ・ 4つの重点研修について、講座数、内容の充実 ・ サタデーサポート講座について、講座内容の充実 ・ ネットワークを利用したe-ラーニングなどの遠隔研修システムによる研修プログラムについて、希望研修や自主研修での活用を推進する
-----	---

- 前 期 ・ 教職員の自由意志による研修機会として、サタデーサポート講座（15講座）を開設（平成14年度）
・ 4つの重点研修（20講座）の実施（平成15年度）

(2) 社会的視野を広げる体験的研修の充実

変化の激しい社会にあつて、生徒たちに「生きる力」を育むには、教職員が豊かな社会性を身に付けることが必要であることから、学校以外の社会における様々な体験の機会を設けるなど、体験的研修の充実を図る。

ア 民間企業等での研修の充実

教員の社会的視野を広げ、変化に対応した教育活動を展開できる資質を養うため、民間企業や社会福祉施設等における体験的研修を充実する。

イ ボランティア活動等を含む研修の充実

教員の幅広い識見と豊かな人間性を養うとともに、ボランティア教育を推進するため、ボランティア活動等を含む体験的研修の充実を図る。

ウ 高校と中学校等、異校種間の研修の充実

生徒の発達段階を踏まえた指導の充実を図るため、異校種の教員を交えた研修機会の整備や中学校等での体験研修の機会を拡大する。

○ 民間企業等での社会体験研修の充実 (ア関連)

中 期	平成16年度～ ・民間企業等派遣研修及びリーダーのためのチャレンジ体験研修について、研修機会を拡大する ・民間企業等での研修参加者の活用を促進する
-----	---

前 期 ・民間企業等派遣研修を実施（平成11年度～）
・民間企業等派遣研修報告書を県内公立学校に配布（平成11年度～）
・リーダーのためのチャレンジ体験研修を実施（平成15年度）

○ ボランティア体験、高校と中学校等との合同研修の充実 (イ、ウ関連)

中 期	平成16年度～ ・ボランティア体験研修の拡大を検討し、実施する ・年次研修（教科等）で中学校等異校種の教員を交えた研修機会の拡大を検討する
-----	---

前 期 ・5年次教員研修で、3日間の社会貢献体験研修を実施（平成12年度～）
・初任者研修においてボランティア研修を実施（平成15年度）

(3) 教育の諸課題に対応した研修の充実

社会の急激な変化や多くの教育課題に対応するため、研修の整備や充実を図り、教職員の資質向上及び意識改革を推進し、各学校の教育活動の充実を図る必要がある。

ア 心と体の教育に関する研修

多様化する生徒に的確に対応し、生徒一人一人が健康で充実した生活を送れるよう、教員のカウンセリングマインドの育成や薬物乱用の防止研修など、心と体の教育に関する研修を進める。

イ 情報教育に関する研修

情報教育の充実や教育の情報化を推進するため、すべての教員がコンピュータや情報通信ネットワーク等の操作手法を身に付け、その活用を図ることができるよう、情報教育に関する研修を推進する。

ウ 新たに設定された教科・科目等に対応した研修

学習指導要領の改訂に伴い新たに設定された教科「情報」や「総合的な学習の時間」等の指導方法、評価方法等の工夫改善を目指し、研修の充実を図る。

エ 英語教育の質的向上を図るための研修

国際社会において信頼され、世界の平和と発展に貢献できる日本人を育成するため、高校教育において英語によるコミュニケーション能力を育成することが強く求められている。このことを踏まえ、すべての英語教員の資質向上を図る集中的な研修を推進する。

オ 専門教育等最新の知識・技術に対応した研修

産業界における急速な技術革新に対応するためには、農業、工業、商業などの専門教育に携わる教員について、日ごろの研さんはもちろんのこと、先端技術や産業動向等の研究が常に求められるため、専門教育の教員を対象とした研修を検討、実施する。

また、最新の知識・技術が絶えず求められる科学技術の分野等においては、知識・技術の進展に対応し、専門性を高めるとともに、新しい指導方法を身に付けるため、大学等への長期にわたる研修の機会等の拡充を図る。

カ 緊急性が高い課題に対応した研修

いじめや不登校、薬物乱用、性の逸脱行動、不審者による生徒の被害等、緊急性の高い課題に対しては、今後も、その解決に向けた研修の適切な整備を図っていく。

○ 心と体の教育に関する研修 (ア関連)

中 期	平成16年度～ ・高等学校等初級カウンセリング研修会の実施 (高校教員の約3割の受講を修了する) ・カウンセリング研修修了者の効果的活用
-----	---

前 期 ・平成12年度 高等学校等初級カウンセリング研修会を実施
(平成15年度までに延べ受講修了者2,500名)

○ 情報教育に関する研修の充実 (イ関連)

中 期	平成16年度～	<ul style="list-style-type: none"> ・10年経験者研修での I T 研修の充実 ・専門的指導力向上を目指す研修の実施 ・I T 活用に関する希望研修を実施 ・I T 活用に関する研修の体系的な整備・推進
-----	---------	--

- 前 期
- ・コンピュータや情報通信ネットワーク等の研修を実施 (平成12年度)
 - ・10年次研修について、I T 研修を実施 (平成14年度)
 - ・専門的指導力向上を目的とした大学派遣研修を実施 (平成14年度)
 - ・管理職 I T 研修及び情報教育推進マイスター研修を実施 (平成15年度)

○ 新たに設定された教科・科目等に対応した研修等 (ウ関連)

中 期	平成16年度～	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程・授業改善研究協議会等において、総合的な学習の時間など新たに設定された教科・科目についての指導方法、評価方法の工夫・改善を進める
-----	---------	---

- 前 期
- ・総合的な学習の時間指導者研修会等の充実 (平成12年度)
 - ・総合的な学習の時間に関する校内研修への助言・指導体制の整備 (平成15年度)

○ 英語教育の質的向上を図るための研修 (エ関連)

中 期	平成19年度	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての英語教員について、「埼玉県高等学校英語教員集中研修」を受講修了
-----	--------	--

- 前 期
- ・「埼玉県高等学校英語教員集中研修」を230名の英語教員が受講修了 (平成15年度)

○ 大学・大学院等での最新の知識・技術に対応した研修 (オ関連)

中 期	平成16年度～	<ul style="list-style-type: none"> ・専門教育に携わる教員の研修について、検討し実施する ・大学、大学院等長期研修の改善・充実の方策等について検討を進める ・*4 大学院修学休業制度による研修を継続して実施する
-----	---------	---

- 前 期
- ・大学や大学院等への長期研修を充実 (平成12年度)
 - ・研修休業制度を活用した研修を検討 (平成12年度)
 - ・大学院修学休業制度による研修を実施 (平成13年度)

*4 大学院修学休業制度：教諭、養護教諭について、専修免許状の取得を目的として、大学院に在学するため、3年を超えない範囲で休業が認められる制度。

(4) 校内研修等の充実

各学校において特色ある教育活動を展開し、魅力ある学校づくりを進めるに当たっては、教員の指導力、資質の一層の向上を図る必要があり、特に授業改善を推進するために、生徒による授業評価の実施などについても検討する。

また、日々の職務を通じた校内研修や自主研修等を重視し、校内研修等の積極的な推進に努めるとともに、自己啓発活動をサポートする環境の整備、充実を図る。

ア 組織的・計画的な校内研修

学校の教育目標の具現化に向け、自校の教育課題を的確に把握し、その課題解決に向けての組織的・計画的な校内研修体制の整備を進める。

イ 授業公開の推進

各学校で、よりよい授業の改善を目指し、公開授業等による授業研究を実施する。また、保護者や地域の人たちにも授業を公開し、学校と地域等との連携を深め、開かれた学校づくりを推進する。

ウ 自主研修の充実を図るための環境整備

自主研修の充実を図るため^{*5}カリキュラム・サポートセンターの活用促進や^{*6}サタデーサポート講座の充実を図る。

○ 組織的・計画的な校内研修や授業公開の推進 (ア、イ関連)

中 期	平成16年度～ ・校内研修及び授業公開の成果を全県的に普及 ・全校における授業公開の実施
-----	--

前 期 ・県立高校学力向上総合推進事業の実践推進校（11校）等で授業公開を実施（平成13～14年度）
・「彩の国教育の日（週間）」において、県立高校118校で授業公開を実施（平成15年度）

○ 自主研修等の充実を図るための環境整備 (ウ関連)

中 期	平成16年度～ ・サタデーサポート講座について、講座内容の充実を図る ・カリキュラム・サポートセンターの充実を図る
-----	---

前 期 ・サタデーサポート講座（15講座）及びカリキュラム・サポートセンターを開設（平成14年度）

*5 カリキュラム・サポートセンター：地域や生徒の実態に応じた教育課程の編成、学習指導、学習評価等、学校における教育活動を支援するため、総合教育センター内に設置。コンサルタント業務、資料・情報の収集及び提供等の機能をもつ。

*6 サタデーサポート講座：教員の自発的・主体的な研修機会を充実するため、土曜日に総合教育センターにおいて実施する研修（平成15年度56講座）。

4 学校施設・設備の整備

【現状と課題】

老朽化した校舎が増加している中で、過去において建設した校舎の建て替え時期が今後集中するため、計画的な対応が課題となっている。

建築後20年を経過した校舎等では、経年劣化が進み、維持修繕が頻繁に行われていることから、大規模な改修等により、既存建物の耐久性を高め、快適な環境を確保することが必要である。

校舎については、現在、耐震補強を実施中であるが、今後は校舎以外の施設についての対応が必要である。

高校の統合や改編による特色ある高校の設置に係る施設等の整備については、既存施設の有効利用を基本として、必要な施設や設備の整備を計画的に進める。

障害のある生徒への対応として、スロープ設置、トイレ改修などを行ってきたが、総合的なバリアフリー対策を推進していく必要がある。

生涯学習時代を迎え、各学校では^{*7}公開講座や体育施設等の開放事業を推進しており、開かれた学校づくりに対応した施設づくりを進めていく必要がある。

【改善の方向】

(1) 校舎の建て替え等の推進

学校施設の個性化・特色化を推進するなど、彩りゆたかな高校づくりを図る。

今後、老朽化した校舎の建て替えや、再編整備に伴う施設整備などに当たっては、事業量の平準化を視野に入れ、地域バランスにも配慮し、個々の校舎の経過年数、老朽化の程度など総合的に勘案するとともに、以下の点について配慮しながら、具体的な施設計画を立てる。

- ・ 学校施設の個性化や特色化の推進
- ・ 多様な教育の展開を可能にする弾力的な施設・設備
- ・ 快適、健康、安全な教育環境
- ・ 地域開放、生涯学習など開かれた学校づくり

○ 老朽校舎の建て替えの推進

中 期	平成15年度～平成18年度 ・ 不動岡高校の建替工事 平成16年度～ ・ 個々の校舎の経過年数や老朽化の程度などを総合的に検討
-----	--

- 前 期
- ・ 春日部高校の建替完了（平成12年度）
 - ・ 不動岡高校の建替工事着工（平成15年度）

*7 公開講座：地域の人々に生涯にわたる学習の機会を提供するため、学校の教育機能を自主的に開放するもの。県立学校では、情報・教養・芸術文化・体育などの講座が開設されている。

(2) 大規模改修、耐震改修の推進

既存施設の有効利用について、今後の再編整備も視野に入れ、大規模な改修を行うとともに、必要に応じて耐震補強を計画的に実施する。耐震補強については、校舎以外の施設についても計画的な対応を行う。以下の点について考慮する。

- ・ 多様な教育内容の展開に対応した施設整備
- ・ 地域開放、生涯学習に対応した施設整備

○ 大規模改修と耐震補強の実施

中 期	平成16年度～ ・ 全校舎の耐震補強の完了に向けた計画的実施 ・ 概ね20年を経過する校舎の大規模な改修を計画的に実施
-----	---

- 前 期
- ・ 校舎の耐震補強の実施（進捗率70%）
 - ・ 概ね20年を経過する校舎の大規模な改修を実施

(3) 高校の統合や改編に伴う施設等の整備

既設校の統合や改編などにより、新しい時代に対応した魅力ある県立高校づくりを進めるため、必要となる施設、設備の整備を推進する。

21世紀いきいきハイスクール前期再編整備計画に基づき設置する比企地区総合学科高校、南部地区パレットスクール、秩父地区総合技術高校、行田地区総合高校（いずれも新校のタイプ）については、既存施設の有効活用を基本に必要な施設、設備の計画的な整備に努める。

○ 県立高校の統合や改編に伴う施設等の整備

中 期	平成16年度～ ・ 比企地区総合学科高校、南部地区パレットスクール、秩父地区総合技術高校、行田地区総合高校（いずれも新校のタイプ）について、施設等の計画的な整備を進める
-----	---

- 前 期
- ・ 4校の教育内容等の基本的な枠組みについて、各校の準備委員会で検討（平成14年度）
 - ・ 施設整備に係る設計を順次実施（平成15年度）

(4) ゆとりやうるおいのある学校施設の整備

学校は学習の場であると同時に人間形成の場でもあるので、ゆとりやうるおいのある学校施設の整備を図る。以下の点について考慮する。

- ・ エレベーターなどバリアフリーに対応した施設整備
- ・ 空調設備など快適でゆとりの感じられる施設整備

○ エレベーターなどバリアフリーに対応した施設整備（前掲 P 3 1 参照）

○ 空調設備など快適でゆとりの感じられる施設整備

中 期	平成16年度～ ・既に設置した図書室、パソコン室、進路指導室、保健室、校長室、職員室、事務室などの空調設備の更新を計画的に実施
-----	--

前 期 ・既に設置した図書室、パソコン室、進路指導室、保健室、校長室、職員室、事務室などの空調設備の更新を実施

5 生涯学習社会への対応

【現状と課題】

学校は、生涯にわたり学び続けるための基礎を培う場でもあり、高校教育においても、生涯学習社会の中に生きる姿勢・態度を養う必要がある。そのため、多様な学習機会を提供できるよう、特色ある学校を設置し、生徒の学びやすい環境をつくることが求められている。

また、学校は地域における学習センターとしての機能も求められている。今後、生涯学習社会において、地域に期待される学校の在り方を踏まえた開かれた学校づくりの推進が不可欠である。

【改善の方向】

学び続ける基礎を培う教育活動の推進や地域で活躍する社会人の活用により、幅広い学校教育を進め、生涯学習社会に生きる姿勢・態度を養う。

また、学校の教育機能を地域社会の学習活動のために活用し、地域に開かれた学校づくりを進めていく。

(1) 学校教育における地域の人材活用の促進

幅広い学校教育を進めるため、地域社会で活躍している各分野で優れた知識・技能をもった人材の情報を有効に活用し、NPO活動者や地域で活躍している社会人の活用促進を図る。

○ 地域で活躍する社会人の活用促進（再掲）

中 期	平成16年度～ ・ 県立学校支援ボランティアバンクの活用 ・ 社会人講師の採用を継続し、地域の人材を活用し、総合的な学習の時間や学校行事などの活用を推進
-----	--

前 期 ・ 約140名の社会人講師を採用（平成15年度）
・ 延べ122名の民間人のスペシャリスト等により、機械、情報、調理等の実技指導を授業で実施（平成15年度）

(2) 地域における学校の教育機能の開放・充実

学校の教育機能は、地域の人々のためにも活用されるべきものである。生涯学習社会を構築していくためには、学校の教育機能を地域社会の学習活動のために活用し、その有効的な活用の在り方について、今後とも検討を進めていく。

ア 施設の提供

体育館、校庭、図書室、音楽ホール等の施設を地域に開放し、地域に開かれた学校づくりを一層推進する。

イ 学習機会の提供

公開講座等の学習機会の充実を一層図るとともに、学習の場の整備・充実に努め、県民の多様化・高度化する学習ニーズにこたえ、生涯学習社会の構築を目指す。

特に定時制・通信制教育では、社会人の資格取得や学習を支援するため、定時制の課程の科目を履修する^{*8}一部科目履修制度の活用や、^{*9}特別講座などの開講を推進し、その充実に努める。

○ 体育館、校庭、図書館、音楽ホール等の地域開放（ア関連）

中 期	平成16年度～ ・ 体育施設、学習・文化施設の地域開放を充実
-----	--------------------------------

前 期 ・ 川越・熊谷高校の図書館、春日部高校の音楽ホール・図書館、川島ひばりが丘養護学校のリハビリ室の地域住民への開放
・ 県立学校学習・文化施設地域開放事業の実施
・ 県立学校体育施設の地域住民への開放

○ 公開講座等の一層の充実（イ関連）

中 期	平成16年度～ ・ 公開講座の内容を充実
-----	----------------------

前 期 ・ 県立学校で公開講座（（夏）48校で67講座、（冬）13校で19講座を開設）を実施（平成15年度）

○ 一部科目履修制度の活用、特別講座の充実（イ関連）

中 期	平成16年度～ ・ 各学校における単位制のシステムの活用や導入に合わせ、一部科目履修制度の推進 ・ 特別講座の開講の推進 ・ 一部科目履修制度や特別講座の地域等への広報と活用の促進
	平成17年度 ・ 南部地区パレットスクール（新校のタイプ）で一部科目履修制度を導入

前 期 ・ 一部科目履修制度実施校数：4校（平成15年度）
・ 特別講座実施校：2校

*8 一部科目履修制度：単位制による課程（全日制の課程であるものを除く。）において、社会人が聴講生として、一部の科目を履修すること。

*9 特別講座：生涯学習の一環として、社会人を対象に、自己の啓発や職業能力の向上などを目的に、年間を通じて行われる講座。